

「市町村における犯罪被害者等基本条例案」第5版の発行にあたって

2014年7月に初版を発行してから間もなく7年になります。犯罪被害者の思いを反映した条例案を作りたいという思いから、被害者仲間、研究者、自治体職員が力を合わせ、6か月間検討を繰り返し、何とか初版発行にこぎつけました。初版と第2版は簡易印刷に表紙を付けた簡単なものでした。

翌年、金融庁の預保納付金支援事業の助成を受けることができたため、新たに事例集を加えて第3版を発行し、全国全ての都道府県、市町村や関係機関に配布しました。2016年には第4版を発行し、現在第4版補訂第2版を発行・公開しています。

また、分かり易いガイドブックを目指して2017年7月に「すべてのまちに被害者条例を」を発行し、その後毎年版を重ね、2020年7月には第4版を発行しています。

他方、被害者支援の必要性を理解してもらうために、全国各地でワークショップやシンポジウムを開催し、冊子の広報を行うと同時に、地方自治体による犯罪被害者支援の充実と地域格差の解消を目的として活動しています。

2021年4月現在、26都道府県（「予定」を含む）と7政令指定都市で被害者条例が制定されています。これはそれぞれ都道府県の55%、政令指定都市の35%に当たります。長年被害者条例は必要ないとしてきた東京都でも、昨年4月条例が施行されました

(<https://www.nhk.or.jp/shutoken/tocho/>)。2021年度中には、さらに多くの自治体で条例が施行される見込みです。

今年度も預保納付金事業の助成を受けることができましたため、内容を大幅に一新した第5版を発行する運びとなりました。第5版では、改めて条文案全体の見直しを行ったほか、近年の都道府県での条例制定の加速化を受けて、「都道府県における犯罪被害者等基本条例案」（以下、県条例案）も掲載しました。

県条例案では、より広域な自治体としての県の役割を踏まえ、市条例案と異なる新たな条文として、

- ・市町村の行う施策への支援（県条例案第4条第3項）
- ・緊急支援の実施（県条例第18条）

などの条文を加えるなど、特色ある条例案になるよう努めました。また、市条例案と同様の条文でも、その役割、機能が異なる場合もあり、解説に記しました。

この冊子が地方自治体における犯罪被害者支援充実の一助となり、条例制定の動きが全国に広がることを切に願っています。

2021年3月

被害者が創る条例研究会
世話人 鴻巣たか子 渡邊 保

「市町村における犯罪被害者等基本条例案」の作成について

初版：2014年7月、第2版：2014年8月、第3版：2015年6月

第4版：2016年7月、補訂2019年3月、補訂第2版2020年7月

犯罪被害者やその家族が、市町村に支援窓口の設置や直接支援の提供を求めると、「本当に被害者は窓口や直接支援を必要としているのですか。」と問われることがあります。そこで、犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）は、犯罪被害者が市町村にどのような支援を求めているのか、市町村からどのような支援を受けることができたのか、できていないのか、などを把握するため、2013年に犯罪被害者を対象としたアンケート調査を実施しました。

調査結果を見ると、市町村にかなり手厳しい内容の声が多く寄せられています。例えば「子どもがもっと小さかったり、高齢の方などは相談にすら行けず、どんな支援を受けられるのかもわからず、ただただ目の前の現実と闘っていると思います。」といった意見に代表されるように、市町村の窓口で失望を感じたり、支援を求めても無駄だといった諦めの気持ちを抱いている犯罪被害者やその家族が多いことが分かりました。

犯罪被害者等基本法第5条には、地方公共団体の責務が明記されています。しかし、制定から15年が経過した今でも、多くの市町村においては、犯罪被害者への支援が遅々と進んでいないのが現状のようです。他方、2013年11月30日に開催されたハートバンド全国大会や分科会「市町村における被害者支援」では、参加した犯罪被害者から「自分が住む市町村に支援窓口を設置して欲しい。」「条例案のひな形を作って欲しい。」等の切実な要望がありました。

このようなことから、犯罪被害者が必要とする最低条件を網羅した条例案をつくることが不可欠であると考え、「被害者が創る条例研究会」を立ち上げることにしました。2014年1月に研究会を発足し、半年間で11回の研究会を開き、条例案を作成しました。

条例を制定せず、要綱等によって支援を実行している市町村も存在しますが、支援の質や継続性を担保するためには、条例の制定が不可欠です。また、ある市町村がすばらしい支援を行っていても、他の市町村にそうした支援システムが存在していないと、家族が他の地域に住んでいる場合などでは、同質の支援を受けることができません。こうした地域による支援のバラつきを無くし、日本のどこで事件や事故にあっても、等しく適切な支援を受けることができるようにするために、全ての市町村において犯罪被害者のための条例を制定していただき、各市町村が相互に連携し協働して支援をする態勢をつくっていただくことが必要です。これは、ひいては市民にとって安全・安心な町づくりにもつながるものです。

なお、犯罪被害者の視点に立った支援を実現していくためには、犯罪被害当事者やその団体が支援体制の構成員であることは不可欠であり、犯罪被害者支援の推進役として重要であることから、条例案の随所にそのことを明記しています。

この条例案が、犯罪被害者が望む支援を可能にするための一助になることを願っています。

目 次

「市町村における犯罪被害者等基本条例案」第5版の発行にあたって
「市町村における犯罪被害者等基本条例案」の作成について

〇〇市犯罪被害者等基本条例（案）	1
------------------	---

市町村条例案の解説および被害者の声

第一章 総則

第1条（目的）	6
第2条（定義）	8
第3条（基本理念）	13
第4条（市の責務及び連携協力）	15
第5条（市民等の責務）	16
第6条（事業者等の責務）	17
第7条（犯罪被害者等基本計画）	20

第二章 基本的支援

第8条（総合支援窓口の設置）	22
第9条（相談、情報の提供等）	24
第10条（二次被害及び再被害の防止）	27
第11条（日常生活支援）	30
第12条（保健医療サービス及び福祉サービス）	32
第13条（居住の安定）	34
第14条（雇用の安定）	35
第15条（経済的負担の軽減）	36
第16条（損害賠償請求の支援）	38
第17条（刑事手続参加の支援）	40
第18条（市民等以外の犯罪被害者等への支援）	42

第三章 支援体制の整備

第19条（総合的支援体制の整備）	43
第20条（人材の育成等）	45
第21条（関係民間団体に対する援助）	47
第22条（市民等の犯罪被害者等への理解の増進）	49
第23条（学校における教育）	51
第24条（意見の反映及び透明性の確保）	53

第四章 雑則

第25条（委任）	54
----------	----

事例集～被害者の困りごとと市町村のできるごと～	55
-------------------------	----

〇〇県犯罪被害者等基本条例（案）	6 1
------------------	-----

都道府県条例案の解説

第一章 総則

第1条	（目的）	6 7
第2条	（定義）	6 8
第3条	（基本理念）	6 9
第4条	（県の責務及び連携協力）	6 9
第5条	（県民等の責務）	7 0
第6条	（事業者等の責務）	7 0
第7条	（犯罪被害者等基本計画）	7 1

第二章 基本的支援

第8条	（総合支援窓口の設置）	7 2
第9条	（相談、情報の提供等）	7 2
第10条	（二次被害及び再被害の防止）	7 2
第11条	（日常生活支援）	7 3
第12条	（保健医療サービス及び福祉サービス）	7 3
第13条	（居住の安定）	7 3
第14条	（雇用の安定）	7 3
第15条	（経済的負担の軽減）	7 4
第16条	（損害賠償請求の支援）	7 4
第17条	（刑事手続参加の支援）	7 4
第18条	（緊急支援の実施）	7 5
第19条	（県民等以外の犯罪被害者等への支援）	7 6

第三章 支援体制の整備

第20条	（総合的支援体制の整備）	7 7
第21条	（人材の育成等）	7 8
第22条	（関係民間団体に対する援助）	7 9
第23条	（県民等の犯罪被害者等への理解の増進）	7 9
第24条	（学校における教育）	8 0
第25条	（意見の反映及び透明性の確保）	8 0

第四章 雑則

第26条	（委任）	8 1
------	------	-----

犯罪被害者等が利用できる制度・社会資源	8 2
---------------------	-----

〇〇市犯罪被害者等基本条例（案）

第一章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（2004年、法161）に基づき、犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を定め、市並びに市民等及び事業者等の責務を明らかにすることによって、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護と、被害の早期の回復又は軽減及び生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等が安心して暮らせるよう支える地域社会の形成を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族（害を被った者が死亡した場合は、遺族をいう。以下、同じ。）をいう。
- 三 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、行政及び司法の担当者並びに市民等、事業者等及びマスメディア関係者等による偏見、無理解、差別等に基づく言動、誹謗中傷などによって被るプライバシーの侵害、名誉の毀損、精神的苦痛、心身の変調、経済的損失等の被害をいう。
- 四 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。
- 五 犯罪被害者等のための施策 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復又は軽減し、二次被害及び再被害を受けることを防止し、受けた二次被害及び再被害を回復又は軽減し、安心して暮らすことができるように支援するための施策をいう。
- 六 関係機関・団体等 犯罪被害者等のための施策や支援、もしくは当事者活動に特化したに關係する機関及び団体（犯罪被害者等の団体を含む。）をいう。
- 七 関係民間団体 関係機関・団体等であって民間の団体をいう。
- 八 市民等 市内に住所を有する者、居住する者、勤務する者、在学する者及びそれらの者が市内において組織する団体をいう。
- 九 事業者等 市内において事業活動を行う者及びその団体をいう。

（基本理念）

第3条 すべて犯罪被害者等は、犯罪被害者等としての尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有する。

- 2 犯罪被害者等のための施策は、犯罪等によって被った害及びそれを原因とする二次被害の状況並びに犯罪被害者等が置かれている状況及びその他の事情に応じて適切に講じられなければならない。
- 3 犯罪被害者等のための施策は、迅速かつ公正に講じられ、犯罪被害者等にとって利用しやすいものでなければならない。
- 4 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるようになる

ために必要な支援を途切れることなく受けられ、また、安心して暮らすことができるようになった後においても、二次被害及び再被害を防止し軽減するために必要な支援を適切かつ継続的に受けることができるように講じられなければならない。

(市の責務及び連携協力)

第4条 市は、前条の基本理念に則り、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、計画的に実施する責務を有する。

- 2 市は、前項に定める施策の策定及び実施に当たっては、国、他の地方公共団体、関係機関・団体等及びその他の関係する者との連携及び協力に努めなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、第3条に定める基本理念に則り、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉、プライバシー及び生活の平穏を害する等により二次被害を与えることのないように務めるとともに、犯罪被害者等を孤立させないようにしなければならない。

- 2 市民等は、市がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、第3条に定める基本理念に則り、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 事業者等は、その事業活動を行うに際しては、犯罪被害者等のプライバシー及び名誉を侵害する等によって犯罪被害者等に二次被害を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。
- 3 事業者等は、犯罪被害者等の就労及び勤務に十分配慮するとともに、犯罪被害者等が安心して暮らすために必要な各種の手續並びに刑事司法及び民事司法への参加等について必要な支援を行うよう努めるものとする。

(犯罪被害者等基本計画)

第7条 市長は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下、犯罪被害者等基本計画という。）を定めなければならない。

- 2 犯罪被害者等基本計画は、次の各号に掲げる事項について定める。
 - 一 犯罪被害者等の支援に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方針
 - 二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策
 - 三 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、犯罪被害者等基本計画を定め又は変更しようとするときは、法曹関係者、保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者、関係機関・団体等の代表者、犯罪被害者等の代表者及び犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者から構成される犯罪被害者等

施策推進会議を設置し、犯罪被害者等及びその他の関係者の意見が十分に反映されるように務めなければならない。

- 4 市長は、犯罪被害者等基本計画を定め又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 市は、犯罪被害者等基本計画に基づき実施した犯罪被害者等のための施策の実施状況について定期的に公表しなければならない。

第二章 基本的支援

(総合支援窓口の設置)

第8条 市は、この条例に定める支援を総合的に実施するために窓口を設置し、専門職の職員を配置する。

(相談、情報の提供等)

第9条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになるために必要な情報の提供を行い、二次被害及び再被害を含め犯罪被害者等が直面するさまざまな問題についての相談に応じ、助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介し、手続を補助し、付添いおよび訪問を行う等必要な支援を行うとともに、支援に関する総合的な調整を行う。

(二次被害及び再被害の防止)

第10条 市は、犯罪被害者等が二次被害を受けることがないように、プライバシー及び名誉の保護に努め、犯罪被害者等の個人情報保護する基準を策定し実施する。

2 市は、犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再被害を受けることがないようにするため、犯罪被害者等の個人情報の保護に務めるとともに、警察等と協力して犯罪被害者等の安全の確保に努める。

3 市は、犯罪被害者等の再被害を防止し安全を確保するため、一時保護、施設入所による保護、保護施設の利用に関する情報の提供及び斡旋、被害予防に係る助言その他の必要な施策を行う。

(日常生活支援)

第11条 市は、犯罪被害者等が早期に安心して暮らすことができるよう、他の地方公共団体及び関係機関・団体等と連携し、病院等への付添い、送迎、家事、育児、介護、日常生活の支援のための援助者の派遣等、必要な支援を行う。

(保健医療サービス及び福祉サービス)

第12条 市は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から回復するために必要な保健医療サービス及び福祉サービスを受けられるよう、医療相談、医療従事者の紹介、受診料負担の軽減等必要な支援を行う。

(居住の安定)

第13条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難になった犯罪被害者等に対し、居住の安定を図り、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けないようにするため、公営住宅の活用、転宅支援その他必要な支援を行う。

(雇用の安定)

第14条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関・団体等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況についての事業主の理解を深め、犯罪被害者等の事情に配慮した職場環境の整備等が促進されるよう必要な支援を行う。

(経済的負担の軽減)

第15条 市は、犯罪被害者等の日常生活及び就学における犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、見舞金の給付、貸付の斡旋等必要な経済的支援を行う。

(損害賠償請求の支援)

第16条 市は、犯罪被害者等に対する加害者からの賠償の迅速かつ適正な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償請求の訴訟及び取り立てに関して必要な支援を行う。

(刑事手続参加の支援)

第17条 市は、犯罪被害者等がその被害に係る申告及び刑事手続への参加を容易にするため、他の地方公共団体、関係機関・団体等と連携し、犯罪被害者等が警察及び検察等に被害を申告し、公判に参加し、証言し又は傍聴するために必要とする情報の提供及び付添い等必要な支援を行う。

(市民等以外の犯罪被害者等への支援)

第18条 市は、第2条第1項第二号に定める犯罪被害者等以外の者が市内で起きた犯罪等により害を被った場合には、その者が住所を有する若しくは居住する地方公共団体と連携・協力して、第8条から第17条に定める基本的支援を行うように務める。

第三章 支援体制の整備

(総合的支援体制の整備)

第19条 市は、他の地方公共団体、関係機関・団体等及びその他の関係する者と連携・協力して、犯罪被害者等がどの機関又は団体を起点としても、直面しているさまざまな問題の解決のために必要な支援を受けられるよう総合的な支援体制を整備する。

2 総合的支援体制の整備に当たっては、市は犯罪被害者等支援コーディネーター機能を担うものとする。

(人材の育成等)

第20条 市は、犯罪被害者等が適切かつ十分な支援を受けることができるよう、市の職員、関係機関・団体等に所属する者及びその他の関係する者に対し、犯罪被害者等の支援の必要性についての意識を高め犯罪被害者等の支援に必要なスキルを身につけるための研修

及びその他必要な施策を行う。

- 2 市は、犯罪被害者等支援に携わる職員以外に対しても、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての意識を高め、職務において犯罪被害者等に配慮した対応がとれるよう、研修その他必要な施策を行う。

(関係民間団体に対する援助)

第21条 市は、犯罪被害者等の支援における関係民間団体の役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、活動場所の提供、活動に必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う。

- 2 市は、犯罪被害者等に対する支援における関係民間団体に所属する者の安全を確保し、支援活動によって心身に疾病又は傷病等を生じた場合の支援及び補償等を行う。

(市民等の犯罪被害者等への理解の増進)

第22条 市は、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況についての市民等及び事業者等の理解を深めるとともに、犯罪被害者等のプライバシー及び名誉を尊重し、二次被害及び再被害を防止し、犯罪被害者等が安心して暮らすための配慮の重要性等についての市民等及び事業者等の理解を深めるために必要な施策を行う。

(学校における教育)

第23条 市は、学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防止するための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等が児童又は生徒であるときは、当該犯罪被害者等の状況に応じて十分に配慮しなければならない。

(意見の反映及び透明性の確保)

第24条 市は、犯罪被害者等のための施策を策定し実施するにあたっては、犯罪被害者等の意見を聴取するなどして適正に反映すると同時に、施策策定の過程を公開し明らかにしなければならない。

第四章 雑 則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

※「被害者の声」の欄は、犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）が2013年10月～12月に行った調査の回答および本条例案を検討するにあたって被害者から寄せられた意見を抜粋し掲載した。これらの声に関する施策の実施については、現時点では対応が難しい場合もあるかもしれないが、地方公共団体として可能な限りの対応が期待される。

〇〇市犯罪被害者等基本条例（案）

第一章 総 則

第1条（目的）

この条例は、犯罪被害者等基本法（2004年、法161）に基づき、犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を定め、市並びに市民等及び事業者等の責務を明らかにすることによって、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護と、被害の早期の回復又は軽減及び生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等が安心して暮らせるよう支える地域社会の形成を促進することを目的とする。

解 説

- ・ 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるようになるためには、身近な行政機関として、住民の日常生活を支える様々な施策を展開している市町村（特別区を含む。以下同じ。）の果たす役割は大きい。
- ・ 条例の制定は、犯罪被害者等に関する市町村の姿勢を公に示すだけでなく、常に一定の水準の施策と支援につながるものである。
- ・ 市町村において条例が整備されることにより、地域の中で犯罪被害者等を総合的に支援する体制が構築され、犯罪被害者等は、条例に基づいて市町村が提供する住民サービスをはじめとする基本的な支援を受けられるようになる。
- ・ 地域内での総合的支援体制を構築するためには、市町村の担当者、地域の警察、地域の民間支援団体を中心とした関係機関・関係者が連携協力する必要があり、そのためのシステムをつくる必要がある。
- ・ 当該市町村の外に住む家族が犯罪等の被害に遭った場合や、犯罪被害者等が転居した場合にも、当該市町村から他の地方公共団体の犯罪被害者等施策担当部署あるいは総合的対応窓口に確実につなぐことにより、犯罪被害者等が居住する地域で必要な支援を受けられるようになる。
- ・ 近年の市町村条例においては、「被害の回復又は軽減」といった、被害者等支援の具体的な目標を掲げている自治体もある。（例：埼玉県久喜市、岐阜県多治見市、静岡県島田市、大阪府大阪市、兵庫県西脇市など）
- ・ 同様に、被害者等が安心して生活できる地域社会の実現に向けて、より具体的な「地域社会の形成」といった表現を行う自治体もある。（例：三重県四日市市、滋賀県高島

市、奈良県生駒市、兵庫県加東市、長崎県壱岐市など)

被害者の声

- ◆理念だけでなく、犯罪被害者等への具体的な支援につながる事項を定めた条例が望ましい。
- ◆地方公共団体の担当者が変わっても、同質かつ継続的な支援を受けられるようにしてほしい。

第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

解説

- ・「犯罪等」の定義は、犯罪被害者等基本法第2条第1項と同じである。本条例案で対象とする犯罪等は、生命犯、身体犯は勿論であるが、財産犯などを除外するものではなく、また刑法等に定められる犯罪に限られるものでもない。例えば、性暴力、いじめ、虐待、DV、ストーカー行為、契約トラブル、セクハラ・パワハラといったハラスメントなどの相談が寄せられた場合には対応することになるが、対応が難しい場合であっても、少なくとも情報提供等を行うことが望ましい。
- ・既存の条例には、国外における犯罪を条例の対象とすることを明文化している市町村もある。（例：茨城県潮来市、滋賀県高島市、兵庫県三田市）。これは、「国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律」を意識したものであると考えられる。
- ・特に、DV、虐待、悪質商法などの被害に対しては専門的な相談支援体制が確立されていることが多いが、その場合には、既存の制度と連携した効果的な支援が期待される。

被害者の声

- ◆法律上犯罪と認められない場合も支援してほしい。

二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族（害を被った者が死亡した場合は、遺族をいう。以下、同じ。）をいう。

解説

- ・犯罪等によって害を被った本人だけでなく、家族（被害者が亡くなっている場合は、遺族）も本条例案の対象となる。さらに、友人、同僚、目撃者といった犯罪等の被害による影響が考えられる者から相談が寄せられた場合には、少なくとも情報提供等を行うことが望ましい。
- ・本条例案では、「被害者の声」を踏まえ、犯罪被害者等の定義を当該市町村に居住する者に限定せず、「勤務する者」「在学する者」も含めることにした。
- ・ここで定義した居住する者、勤務する者、在学する者以外が当該市町村内で犯罪等の被害に遭った場合の支援については、その重要性に鑑み、第18条（市民等以外の犯罪被害者等への支援）に定めることとした。もし相談があった場合には、居住する市町村へ引き継ぐなど地方公共団体間の連携が期待される。

被害者の声

- ◆支援対象は、その市町村に居住、通勤、通学している犯罪被害者等としてほしい。
- ◆犯罪等の被害に遭うのは、当該市町村に居住する者とは限らない。当該市町村の外に居住する者が被害に遭うこともある。勤務先や通学先の地域は、一日の大半を過ごすなど実質的な生活の場の一つとなっており、通勤や通学をしている者も住民に準じて支援対象としてほしい。例えば、支援対象者が住民と限定されていると、複数の被害者がいる事件では、当該市町村の住民である被害者は支援を受けられても、住民ではない被害者は当該市町村において支援を受けられないことになってしまう。

三 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、行政及び司法の担当者並びに市民等、事業者等及びマスメディア関係者等による偏見、無理解、差別等に基づく言動、誹謗中傷などによって被るプライバシーの侵害、名誉の毀損、精神的苦痛、心身の変調、経済的損失等の被害をいう。

解説

- ・これまでの条例には、二次被害の定義は比較的抽象的な表現が多かったが、近年は例を挙げた具体的な表現をとる市町村も増えてきている。(例：兵庫県神戸市、大分県大分市、岐阜県池田町)。
- ・二次被害を恐れるあまり、何も言わない・何もしないこともまた避けるべきである。二次被害を防ぐには、言うてはならない言葉を多数暗記するよりも、二次被害を与える可能性のある言動について敏感な感性を保ち、犯罪被害者と同じ目線で誠実な対応を心がける方が有効である。

参考：警察庁ホームページ（内閣府作成 犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案）

<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/shien/handbook/index.html>

被害者の声

- ◆事件の原因が被害者にあるような報道や噂話は止めてほしい。
- ◆家族以外の人から、「あなたより辛いはずだから支えてあげなさいね」と家族内での支え合いについて勝手な指示をされた。
- ◆親を殺人事件で亡くしているが、子どもを亡くした被害者の苦痛と比較され、悲しい思いをすることがある。
- ◆交通事犯の被害者から、「うちは殺人ではないから」と区別あるいは差別とを感じるような発言をされたり、殺人事件の内容について話したら顔をゆがめられたりした。
- ◆犯人捜しのピラを配っているときに、友人から掛けられた「〇〇さんは強いね」の言葉。
- ◆事件から3か月も経たない時期に、知人から「もう忘れちゃいなさいよ」と言われ、一生忘れられないようなショックを受けた。
- ◆事件から6か月後、実母からの「まだ、泣いているの？」との言葉は、つらかった。
- ◆事件から数年後、警察から所持品と一緒にDNA鑑定に使った遺体の一部が返されたが、

事務的に「はい、お返しします」と返されても、どうして良いのか分からず、途方にくれた。

- ◆事件発生から19年経過し、未だ犯人未検挙。裁判をすることも、犯人が誰で家族の身に何が起こったのか、何もわからないまま。まるで世間から捨て置かれたように感じる。

四 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

解説

- ・二次被害と再被害が混同して理解されないよう明確に提示した。同じ加害者から複数回受ける被害は、再被害である。
- ・再被害の恐れから転居する被害者も少なくない。

被害者の声

- ◆レイプされた際に撮られた写真を使って後日脅され、性的関係を迫られて複数回にわたり性被害に遭った。
- ◆被害に遭った現場に住まないといけないのが不安。
- ◆刑務所にいる加害者から手紙で「出所したら仕返ししてやる」と書かれ、引っ越した。
- ◆裁判から保護観察の時点までは「一生償う」などと言っていた加害者が、社会に出てしまうと、損害賠償もせず、人を殺したことを周りの人間に自慢していたことがわかった。刑があまりにも軽すぎると思っていたが、全然反省していない人間が社会に出てきている現実を実際に突きつけられ、日々恐怖を感じている。

五 犯罪被害者等のための施策 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復又は軽減し、二次被害及び再被害を受けることを防止し、受けた二次被害及び再被害を回復又は軽減し、安心して暮らすことができるように支援するための施策をいう。

解説

- ・本条例案では、基本的支援について第8条～第18条、支援体制の整備について第19条～第24条に定めることとした。
- ・「再び平穏な生活を営む」という表現については、「そう見えるだけで実際には平穏な生活ではない」という意見が犯罪被害者等からあった。したがって、第4版補訂から表現を変更した。

六 関係機関・団体等 犯罪被害者等のための施策や支援、もしくは当事者活動に特化した機関及び団体（犯罪被害者等の団体を含む。）をいう。

解説

- ・「関係機関・団体等」に含まれる団体としては、犯罪被害者等の団体や犯罪被害者等への支援を行うことを目的とする団体だけでなく、弁護士会、医師会、臨床心理士会、社会福祉士会、精神保健福祉士協会、社会福祉協議会、保護司会などが考えられる。
- ・犯罪被害者等の支援に関して、世界的には、日本のように支援する人と支援してもらう人を明確に分ける国はない。逆に、「犯罪被害者こそ良き支援者」という言葉があるように、支援を受けた被害者は、やがて良き支援者になる可能性があるという考えから、犯罪被害者等の支援の分野では、両者が一体となって活動することが好ましいと考えられている。
- ・犯罪被害者等の団体は、これまで必ずしも民間支援団体としてみなされてこなかった。犯罪被害者等基本法及び国の犯罪被害者等基本計画においても、「民間支援団体」と「民間団体」を区別して使用しており、犯罪被害者等の団体が「民間支援団体」に含まれるかは曖昧である。そこで、本条例案では「関係機関・団体等」と表記し、犯罪被害者等の支援団体だけでなく、犯罪被害者の支援に関わったり、当事者活動を行ったりしている犯罪被害者等の団体を含むことを明記している。
- ・犯罪被害者等や支援者の中には、団体に所属せずに犯罪被害者等を支援する活動を行い、重要な役割を果たしている場合もあることから、「関係機関・団体等」の定義に個人も含めることにした。
- ・日本には「自助グループ」と称する被害者団体がある。活動の目的は、多くの場合、被害者同士で支援しあうというのではなく、被害者が集まって何でも話せる語らいの場をつくることにある。語らいの効果として、自分を支え、他人を支えることがあるが、そのような支援の効果を目的としている団体ではないため、自助グループは「関係民間団体等」に当たらないと解釈するのが本来である。
ただし、「自助グループ」と称する被害者団体の中には、支援活動を行っている団体も多くある。そのような団体の場合は、「犯罪被害者等の団体」として本条の「関係機関・団体等」に当たると解釈するのが相当であろう。

被害者の声

- ◆「民間支援団体」に、当事者団体を含めてほしい。
- ◆国の犯罪被害者等基本計画には、「民間支援団体」として犯罪被害者団体が明記されていないので、民間の犯罪被害者支援団体と同様、条例の対象としてほしい。

七 関係民間団体 関係機関・団体等であって民間の団体をいう。

解説

- ・第2条第6項で定義した「関係機関・団体等」のうち、民間のものを特に「関係民間団体」と本条例案では言うこととした。21条で関係民間団体に対する援助を定めるために、定義することとした。

八 市民等 市内に住所を有する者、居住する者、勤務する者、在学する者及びそれらの者が市内において組織する団体をいう。

解説

- ・犯罪被害からの回復には、さまざまな人からの支えが重要である。本条例案では、犯罪被害者等を取り巻く地域の人々として、住民に加えて地域で働く人々や事業者、さらには学校に通う児童、生徒および学生を「市民等」に含めることにした。
- ・「それらの者の組織する団体」とは、例えば、自治会、NPO法人、ボランティア団体、PTA、サークル等が考えられる。

九 事業者等 市内において事業活動を行う者及びその構成員をいう。

解説

- ・事業活動を行う者とは事業活動に責任を持つ個人事業者や法人、その構成員とは従業員など働く者を想定している。本条例案では第6条で責務を定めることとした。

第3条（基本理念）

すべて犯罪被害者等は、犯罪被害者等としての尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有する。

- 2 犯罪被害者等のための施策は、犯罪等によって被った害及びそれを原因とする二次被害の状況並びに犯罪被害者等が置かれている状況及びその他の事情に応じて適切に講じられなければならない。
- 3 犯罪被害者等のための施策は、迅速かつ公正に講じられ、犯罪被害者等にとって利用しやすいものでなければならない。
- 4 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるようになるために必要な支援を途切れることなく受けられ、また、安心して暮らすことができるようになった後においても、二次被害及び再被害を防止し軽減するために必要な支援を適切かつ継続的に受けられるように講じられなければならない。

解説

- ・本条例案の基本理念は、犯罪被害者等基本法にならったものとして、その理念を市町村の条例に引き継いでいるが、市町村の施策の実現に向けて、より具体的な表現を追記した。
- ・すべて人は、人間として尊重されるべき存在であるが、犯罪被害者等はその尊厳を著しく損なわれており、その尊厳を取り戻すために、市には、犯罪被害者等の尊厳を最大限に尊重し、その尊厳にふさわしい処遇をすることが求められる。そこで、第2版では「犯罪被害者等は、個人としての尊厳が尊重され」としていたが、第3版からは「犯罪被害者等としての尊厳」と変更し、個人の尊厳よりもさらに手厚いニュアンスが伝わるようにした。なお、欧米では「犯罪被害者としての尊厳」という表現は一般的に使われている。
- ・犯罪被害者等の尊厳には、プライバシー権が含まれる。プライバシー権とは、私生活をおかされない権利である。犯罪被害者等は、加害者やその周囲の人々、心ない市民等から保護される必要があり、プライバシーを守ることが重要となる。
- ・二次被害は、第一に発生しないよう防止することが重要である。しかし、防止を図っても二次被害が起きてしまうことはある。そのような場合には、軽減に向けた支援を講ずることも同様に重要である。
- ・二次被害を恐れるあまり、何も言わない・何もしないこともまた避けるべきである。二次被害を防ぐには、言うてはならない言葉を多数暗記するよりも、二次被害を与える可能性のある言動について敏感な感性を保ち、犯罪被害者と同じ目線で誠実な対応を心がけるべきである。
- ・この「二次被害の状況に応じた施策を講ずる」という表現を採用する市町村も出てきている。（例：大分県大分市）

- 1985年に国連総会で採択された「国連被害者人権宣言」の第5条には、「支援は迅速かつ公正で、費用がかからず、利用しやすい制度でなければならない。」という「被害者支援の四大原則」が示されている。第5版では、この原則を踏まえ、第3項に条文として加えた。
- 令和3年3月時点で、この原則を条例の基本理念に盛り込んでいることが確認できた自治体は、明石市のみである。

参考：「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」（令和2年4月1日改正）

第3条（基本理念）

犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に行うとともに、犯罪被害者等の経済的負担について適切に配慮された、利用しやすいものでなければならない。

第4条（市の責務及び連携協力）

市は、前条の基本理念に則り、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、計画的に実施する責務を有する。

- 2 市は、前項に定める施策の策定及び実施に当たっては、国、他の地方公共団体、関係機関・団体等及びその他の関係する者との連携及び協力を努めなければならない。

解説

- ・地方公共団体の責務は、犯罪被害者等基本法の第5条に定められている。

参考：犯罪被害者等基本法 第5条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- ・犯罪被害者等のニーズは多岐にわたり、市町村だけでは対応できないことも想定される。国、他の地方公共団体、関係機関・団体等と連携、協力することにより、犯罪被害者等のための施策の実施が可能となる。
- ・第2項に定めたとおり、本条例案にある基本的支援（第2章第8条～第18条）もまた、国、他の地方公共団体、関係機関・団体等及びその他の関係する者と連携、協力して行われるべきであり、連携・協力について他の条文で明記していない場合も、この条文を根拠として連携、協力することが期待されている。

第5条 (市民等の責務)

市民等は、第3条に定める基本理念に則り、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉、プライバシー及び生活の平穩を害する等により二次被害を与えることのないように務めるとともに、犯罪被害者等を孤立させないようにしなければならない。

2 市民等は、市がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

解説

- ・犯罪被害者等が地域において安心して生活できるようになるためには、地域の人々の理解と協力が必要である。国の第3次犯罪被害者等基本計画においても、「犯罪被害者等施策が措置されても、国民の理解と協力がなければ、その効果は十分に発揮されない。また、犯罪被害者等は、地域社会において、配慮され、尊重され、支えられてこそ、平穩な生活を回復できることから、施策の実施と国民の理解・協力は車の両輪である。」と明記されている。
- ・犯罪被害者等の立ち直りの妨げになっている大きな要因として、犯罪被害者等への偏見の問題がある。市民等には犯罪被害者等についての正しい認識を持つことが求められる。
- ・犯罪被害者等に対する「偏見」が強い犯罪として、強姦・強制わいせつなどの性暴力犯罪、配偶者間暴力、児童虐待、高齢者虐待、ストーカー犯罪、振り込め詐欺などの特殊詐欺などがある。市民等の中には、これらの被害者に対して、「つけ込まれるスキがあったのではないか」「はっきりノーと言わなかったのではないか」「相手を怒らせるようなことをしたのではないか」「優柔不断な態度をとっているから」などの偏見をもつ人がいる。このような間違った認識を改めることが重要となる。
- ・市民等の責務として、二次被害の防止を明記する条例も増えてきている。(例：兵庫県神戸市、兵庫県明石市、佐賀県佐賀市、長崎県佐世保市、大分県大分市、岐阜県笠松町)
- ・本条例案では、犯罪被害者等を孤立させないよう努めることも定めた。犯罪被害者等が地域で孤立してしまうことは少なくなく、犯罪等の被害からの回復の大きな妨げとなっている。住民の一人一人が犯罪被害者等支援の担い手として自覚を持ち、行動することが期待される。
- ・犯罪被害者等を孤立させないことを、市民等の責務とする条例も増えてきている。(例：茨城県行方市、愛知県名古屋市、広島県大竹市、佐賀県神埼市、岐阜県池田町)

第6条（事業者等の責務）

事業者等は、第3条に定める基本理念に則り、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 事業者等は、その事業活動を行うに際しては、犯罪被害者等のプライバシー及び名誉を侵害する等によって犯罪被害者等に二次被害を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。

解説

- ・事業者等は、事業活動を行う上で、雇用若しくは雇用を希望する者、さらには接する市民等が犯罪被害者等である場合に、二次被害を与える可能性がある。プライバシーや名誉の侵害に留意するだけでなく、犯罪被害という特別な事情に配慮した対応が期待される。そのためには、事業者等がまず、犯罪被害者等についての理解を深めることが必要である。

参考：二次被害の発生防止に最大限配慮することを、事業者等の責務として明記する市町村もある。（例：兵庫県神戸市、岐阜県笠松町）

- ・事業主は、従業員が犯罪被害者等へ二次被害を与えることのないよう、犯罪被害者等の置かれている状況や配慮の必要性について理解を深める教育を行うことが期待される。
- ・報道関係者からの二次被害は、数は少ないもののマスコミが社会に与える影響力が大きいことから、犯罪被害者等を深く傷つける。メディアスクラムはかなり減ったが、自宅訪問など依然として残っている。
- ・犯罪被害者等は、加害者側の弁護士や自動車保険会社から二次被害を受けることが多いと言われている。

被害者の声

- ◆つらくても生きるために働かなくてはならないので、必死に働いている被害者等に対して、職場で「元気になったね」等の言葉はつらい。
- ◆勤務先で同僚が何気なく「お前そんなことしたら死ぬぞ」と冗談を言った。息子を亡くして間もない頃だったので、心がズキンと痛くなった。同僚はすぐに気づき静かになった。
- ◆事件直後にリポーターから「どうしてお気持ちですか」「犯人の逮捕を亡くなったお子さんにどう報告しますか」と聞かれ、返答に困った。
- ◆被害者の所へ取材に来るなら、犯罪被害についてちゃんと学んでから来てほしい。報道機関で社内教育をしてほしい。
- ◆事件の原因が被害者にもあるような報道はやめてほしい。
- ◆少年事件の場合、加害者は匿名でも被害者は実名で報道される。
- ◆被害者に無断で事件に関する加害者の手記等を出版しないでほしい。

- ◆テレビ放映の「〇〇県警、密着…」という番組で、事件の生々しいCGや犯人の行動、現場検証…等、警察や検察では教えてくれなかったことが映像になっていた。家族には知らされることなく放映され、当時3歳の子どもと見てしまい、パニックになり、ショックを受けた。
- ◆加害者からの謝罪の手紙を、受け取り拒否で送り返したが、その後、高裁の国選弁護人が、加害者の手紙をそのまま速達で弁護士名の封書に入れて送ってきた。知らずに開けてしまって、加害者の字を見てしまい大変ショックを受けた。
- ◆息子が延命治療は望まないと言っていたので、医師から99.9%助からないと言われた時、手術を希望しなかった。その後裁判で加害者の弁護士から、「親が手術を希望していれば被害者は生きていて、過失致死罪にはならなかった」と主張され、非常にショックを受けつらかった。

3 事業者等は、犯罪被害者等の就労及び勤務に十分配慮するとともに、犯罪被害者等が安心して暮らすために必要な各種の手續並びに刑事司法及び民事司法への参加等について必要な支援を行うよう努めるものとする。

解説

- ・犯罪被害者等は、犯罪被害による直接的な心身への影響や通院により、また刑事手続や民事手続への対応をはじめとするさまざまな事情によって仕事を休まざるをえないことがある。年次有給休暇だけでは対応できない場合も少なくない。職場を不在にしたり、出勤しても被害に遭う前と同じように働くことができなくなったり、職場にいつらくなる場合もある。被害に遭った後も職場の理解を得て働き続けられるためには、休暇や職場での人間関係について特段の配慮が必要である。特に休暇については、被害回復のための休暇制度の導入なども検討すべきである。

参考：刑事等に関する手続に適切に関与することができるように、就労や勤務について配慮することを、事業者等の責務と明記する市町村もある。（例：愛知県名古屋市、兵庫県神戸市）

- ・さらに、事業主は従業員等に対し、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について理解を深める機会を設けることが期待される。一方、従業員には同僚や上司として、犯罪被害者等への配慮が期待されている。
- ・第5版では、事業者等の責務を、①事業者等の理解 ②二次被害の防止 ③必要な支援と整理し、条文を第1項から第3項に分けて表した。

被害者の声

- ◆犯罪被害者遺族は、当事者になった瞬間から、警察、葬儀、裁判、加害者、マスコミ等の対応に加えて、様々な事務手続き等に追われる日々が続く。長期に渡って続く遺族の負担は計り知れないことを、事業者は理解して欲しい。

- ◆犯罪被害者休暇制度を作ってほしい。
- ◆刑事手続などで休暇を取る際に、職場に理解してほしい。
- ◆生活のために働き続けられるよう、雇用の安定を図ってほしい。

第7条（犯罪被害者等基本計画）

市長は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下、犯罪被害者等基本計画という。）を定めなければならない。

- 2 犯罪被害者等基本計画は、次の各号に掲げる事項について定める。
 - 一 犯罪被害者等の支援に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方針
 - 二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策
 - 三 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

解説

- ・犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するためには、各市町村において基本計画を策定する必要がある。
- ・既存の条例には、基本計画の策定を明記している市町村もある。（例：静岡県藤枝市（支援推進計画））
- ・犯罪被害者等のための基本計画を定めることが難しい場合には、市町村の施策全体について定める「総合計画」や保健福祉関連施策について定める「保健福祉計画」等の中にも含めることも考えられる。

3 市長は、犯罪被害者等基本計画を定め又は変更しようとするときは、法曹関係者、保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者、関係機関・団体等の代表者、犯罪被害者等の代表者及び犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者から構成される犯罪被害者等施策推進会議を設置し、犯罪被害者等及びその他の関係者の意見を十分に反映されるように務めなければならない。

4 市長は、犯罪被害者等基本計画を定め又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 市は、犯罪被害者等基本計画に基づき実施した犯罪被害者等のための施策の実施状況について定期的に公表しなければならない。

解説

- ・犯罪被害者等施策推進会議の設置にあたっては、犯罪被害者等のための施策を総合的に計画するため、犯罪被害者等支援における様々な領域の有識者だけでなく、当事者として犯罪被害者等がその構成員となる必要がある。
- ・「市民等及び犯罪被害者等その他の関係者の意見を反映させる」ための手段としては、犯罪被害者等からの意見聴取や市民からのパブリックコメントなどが考えられる。

- 施策の実施状況を点検、評価できるよう、毎年公表されることが必要である。
- 年次報告には、支援実績や基本計画の達成状況が含まれることが望ましい。
- 年次報告は、例えば広報紙やホームページ等でも公表されることが望ましい。

第二章 基本的支援

第8条（総合支援窓口の設置）

市は、この条例に定める支援を総合的に実施するために窓口を設置し、専門職の職員を配置する。

解説

- ・警察庁は、第3次犯罪被害者等基本計画に基づき、「犯罪被害者等からの問合せについて適切な情報提供等を行うための総合的対応窓口」の設置を地方公共団体へ要請している。犯罪被害者白書によれば、令和2年4月1日現在、全国の市町村の平均設置率は100%に達した（174～175頁参照）。今後は、これらの窓口を犯罪被害者等にとって利用しやすい窓口としていくことが重要である。

参考：警察庁犯罪被害者等施策ホームページ

https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/whitepaper/w-2020/pdf/zenbun/pdf/kiso4_11.pdf

- ・窓口支援専従職員を置くことを明記する条例もある（例：愛知県名古屋市）。ただし、配置する職員は兼務であっても、支援の実施は可能と考えられる。非常勤職員を採用する市町村もある。
- ・第4版から、配置する職員を「専門職の職員」とした。社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、臨床心理士または公認心理師、社会福祉主事など対人援助の専門的資格を有する職員を想定している。そのような専門的資格を有する職員を配置できない場合は、ケースワーク業務経験者を配置したり、対人援助未経験者を配置する場合であっても、犯罪被害に関する研修を積極的に受講させることにより、総合的な支援の実施は可能と見込まれる。
- ・国の第3次犯罪被害者等基本計画では、以下のことが新たに盛り込まれた。
 - ・総合的対応窓口の住民への周知、機能の充実
 - ・政令指定都市では区役所の区民相談窓口での対応
 - ・犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、犯罪被害者等支援分野における社会福祉士、精神保健福祉士及び臨床心理士などの専門職の活用
 - ・犯罪被害者等が早期に専門職につながるよう地方公共団体の総合的対応窓口と関係機関・団体との連携強化

被害者の声

- ◆犯罪被害者相談窓口を設置してほしい。
- ◆相談場所を確保してほしい（ロビー等で対応しない）。
- ◆支援者を常駐化してほしい（頻繁な異動の回避）。
- ◆報道されるような大きな事件・事故の被害者だけでなく、どの被害者でも平等に必要な支援を受けられるようにしてほしい。
- ◆窓口担当者は二次被害を与えることの無いように十分配慮してほしい。

◆素人でもわかる程度のことを聞いても役に立たない。一般論しか理解できない担当者では時間の無駄。

第9条（相談、情報の提供等）

市は、犯罪被害者等が安心して日常生活及び社会生活を営むことができるように必要な情報の提供を行い、二次被害及び再被害を含め犯罪被害者等が直面するさまざまな問題についての相談に応じ、助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介し、手続を補助し、付添いおよび訪問を行う等必要な支援を行うとともに、支援に関する総合的な調整を行う。

解説

- ・地方公共団体による相談及び情報の提供等については、犯罪被害者等基本法の第11条に定められている。

参考：犯罪被害者等基本法 第11条（相談、情報の提供等）

国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする

- ・犯罪被害者等基本法第11条に定められている内容のほか、「被害者の声」を踏まえ、手続補助、付添い、訪問、支援に関する総合調整も重要であることから、本条例案では、これらも市町村の実施する支援に加えることとした。
- ・「情報の提供」は、本条例案にある基本的支援（第2章第8条～第18条）においても共通して行われるべき対応である。そのため、他の条文で情報提供について明記していない場合も、この条文を根拠として各種情報を提供することが期待されている。
- ・「手続補助」や「付添い」としては、住民票、健康保険、年金、税金、生活保護、障害者福祉、高齢者福祉、子育て支援等の庁内の部署や、病院、ハローワーク、警察署、裁判所等の庁外の機関における様々な手続きを補助し、必要に応じて付き添って行くことが考えられる。
- ・「訪問」は、犯罪被害者等が外出することが困難な場合や、犯罪被害者等の生活状況の確認等のため、必要に応じて実施されることが望ましい。
- ・犯罪被害者等の利便に関する配慮としては、例えば、相談者が何度も同じことを説明しなくても良いよう、本人の了解を得て関連部署や団体と事前に情報を共有しておくことなどが考えられる。
- ・「支援に関する総合的な調整」は、庁内の関連部署のほか、庁外の関連機関・団体との連絡調整も行うことが望ましい。庁外への連絡調整として、被害者支援センター、警察の犯罪被害者支援室、所轄の警察署、都道府県を設置する犯罪被害者等のための総合的対応窓口、社会福祉協議会、民生委員等との連絡・調整が考えられる。

- ・「支援制度や手続きがあること自体を知らなかった」という犯罪被害者等の声もあったことから、「情報提供」「助言」のため、市町村の提供している支援制度や手続きについて、一覧表や手順期限等を記載したチェックシートを用意しておき、犯罪被害者等に渡すことが望ましい。また、広報紙やホームページ等の様々な媒体を用いて犯罪被害者等に周知していくことが望ましい。
- ・犯罪被害者等の中には、自ら支援を求められない状況にある者もいる。したがって、市町村は犯罪被害者等の情報等を積極的に収集し、必要としている支援を受けられるよう犯罪被害者等にはたらきかけることが期待される。例えば、警察署と連携し、市町村の相談窓口を紹介するパンフレットを警察署員から犯罪被害者等に配布してもらい、報道によって当該市町村内で事件が発生したことを知った場合には、警察署や教育委員会等を通してパンフレットと手紙を犯罪被害者等に届ける等のはたらきかけが考えられる。
- ・犯罪被害者等から相談があった際は、速やかに対応することが期待されている。既存の条例には、速やかに犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じることを明文化している市町村もある。(例：東京都多摩市)
- ・既存の条例には、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士等による相談体制の充実を明文化している市町村もある。(例：兵庫県明石市)

被害者の声

[相談・支援の方法について]

- ◆事件後、各自治体に設置されている犯罪被害者等支援窓口から、速やかに職員を派遣し、犯罪被害者等の生活面のサポート、事件に係る各種書類提出の作業の協力等を行ってほしい。
- ◆支援が必要であるにもかかわらず、自発的に助けを求められない被害者がいるので、犯罪被害者等の支援を行なう機関は、積極的に働きかけて支援を実現する「アウトリーチ」を行うべきである。
- ◆犯罪被害者等の存在を把握するような活動が必要である。情報提供を行うにしても、犯罪被害者等の存在を把握しなければならない。
- ◆職員はただ待っているのではなく、犯罪被害者支援センターと連携して、犯罪被害者等の所に駆けつけて、必要な支援を行ってほしい。
- ◆電話一本でも良いので、何か連絡がほしい。現時点では犯罪被害者等へ連絡ができるのは警察であるが、なかなか警察から連絡してもらえないし、「ここにいけば良いよ」とまでは言ってくれない。
- ◆犯罪被害者等と共に状況を整理し、対応方法を考えてほしい。
- ◆定期的な訪問をしてほしい。
- ◆他の支援機関（警察や病院）と連携してほしい。

[情報提供について]

- ◆十分な情報が得られないため、どこに行けば良いのかを教えてください。市町村で受けられる支援は多いため、一覧表を貰えるとよい。
- ◆パンフレットを貰っただけではわからないため、「こういうことでお役に立てます」という話をしてほしい。
- ◆必要と思われる制度や機関の情報の提供、サービスの紹介をしてほしい。
- ◆今後起きるかもしれない状況や見通しに関する情報を提供してほしい。
- ◆過去の事例等の情報を提供してほしい。
- ◆犯罪被害者等グループや被害者支援団体を紹介してほしい。
- ◆弁護士を探す手がかりがなかった。インターネットでは実際がわからない。
- ◆その犯罪に詳しい被害者寄りの弁護士等を紹介してほしい。
- ◆葬儀社を紹介してほしい。

[手続補助・付添いについて]

- ◆市役所などへの必要手続きについての説明と、その支援や付添い、代行をしてほしい。
- ◆制度の利用方法や申請に要する書類について問合せを代行し、予約が必要な場合の日時調整などを代行してほしい。
- ◆死亡届、その他自治体への各種届出、必要な手続きについて出張サービス化や一元化をしてほしい。
- ◆市役所内のあちらこちらでたらいまわしにならないような支援をしてほしい。市役所の一部屋に色々な課の人が来てくれて手続きをしてくれたという被害者もいる。
- ◆死亡届や年金、健康保険、障害者手帳等の手続は市町村が窓口となっている。被害に遭ってから間もない犯罪被害者等が手続きに行った場合にも、理解しやすいよう丁寧に説明してほしい。
- ◆犯罪被害者等にとっては、犯罪によって亡くなった家族の名前が抜けた書類を見るだけでもつらいという気持ちを理解し、これらの窓口でさらに二次被害を受けないようにしてほしい。

第10条（二次被害及び再被害の防止）

市は、犯罪被害者等が二次被害を受けることがないように、プライバシー及び名誉の保護に努め、犯罪被害者等の個人情報を保護する基準を策定し実施する。

解説

- ・安全の確保は、①相談時の安全、②二次被害の防止、③再被害の防止の3つに分類される。第3版では複数の条文に書かれていたため、第4版では第10条にまとめ、第1項に相談時の安全確保と二次被害の防止を定め、第2項と第3項で再被害の防止について定めた。
- ・犯罪被害者等のプライバシーや名誉の保持に関しては、例えば、秘密保持の原則を明示しておくことや、犯罪被害者等が相談に訪れた場合に使用する部屋を決めておくことなどが考えられる。
- ・既存の条例には、二次被害が生じることのないよう、犯罪被害者等の個人情報の適正な取扱いに配慮することを明記する市町村もある。（例：兵庫県神戸市）
- ・二次被害の例は、第2条第1項三号の被害者の声に挙げている。

被害者の声

- ◆相談場所を確保してほしい（ロビー等で対応しない）。
- ◆役所の窓口で名前を大きな声で呼ばれ、事件の被害者だと気づかれないか不安になった。

2 市は、犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再被害を受けることがないようにするため、犯罪被害者等の個人情報の保護に務めるとともに、警察等と協力して犯罪被害者等の安全の確保に努める。

解説

- ・犯罪被害者等が加害者から逃れるために住民票を変更することが多い。しかし、このような場合に加害者は犯罪被害者等の住居を探す手段として市町村の住民課の窓口で犯罪被害者等の住民票や戸籍を閲覧・謄写しようとするところがある。総務省は、自治体のミスが多発しているため、事務を統括する責任者を置くなど情報管理を徹底するよう求める通知を出している。参考：2014年7月13日付 読売新聞朝刊一面
- ・行政機関から犯罪被害者等の個人情報が加害者に伝わってしまう事案が後を絶たず、その場合には、犯罪被害者等の安全が脅かされることが懸念される。加害者や、第三者になりすました加害者等が市町村から犯罪被害者等の住所を聞き出すこともあり、犯罪被害

害者等の安全確保のための対応が市町村にも求められている。

- ・既存の条例には、再被害防止について独立した条文を設けているわけではないが、窓口の設置にあたり、秘密・名誉の保持、安全の確保に配慮することを明記する市町村もある。（例：茨城県潮来市、山口県柳井市）
- ・住民基本台帳、住民票、戸籍の附票については、省令や総務省が通知した「住民基本台帳事務処理要領」において、DV、ストーカー、児童虐待等を理由とする閲覧・交付制限により加害者が被害者の住所を探索することを防止し、被害者を保護するよう定められている。平成26年には、総務省が全国の市町村に対して、事務を統括する責任者を置くなど情報管理を徹底するよう通知しているほか、その後も何度もDV等支援措置に関連した通知が発出されている。
参考：総務省ホームページ
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/dai tyo/dv_shien02.html
- ・被害者情報の管理にあたっては、住民基本台帳等の閲覧・交付制限措置の決定後、住民基本台帳担当部局から住基関係部局に対して情報を提供し、厳重管理を要請する市町村もある。
- ・このような犯罪被害者等の安全の確保にかかわる情報管理は、DVやストーカー、児童虐待には特に配慮が必要であるが、その他の被害にも求められることである。「住民基本台帳事務処理要領」においても、これに掲げる者以外についても適切に支援措置を講じ得るよう明示されており、交際相手から暴力を受けている場合や18歳まで児童虐待が顕在化しなかった場合等が想定されている。
参考：総務省ホームページ
http://www.soumu.go.jp/main_content/000177485.pdf
http://www.soumu.go.jp/main_content/000177486.pdf
- ・家庭内暴力、虐待、ストーカー行為（つきまとい）、ハラスメント（いやがらせ）、いじめなどの反覆型犯罪では、早い段階での行政的介入が必要であり、市は警察等と協力して、学校、職場、家庭等における被害の防止および早期発見に努めなければならない。
- ・再被害の例は、第2条第1項四号の被害者の声に挙げている。

被害者の声

- ◆出所後の加害者からのお礼参りには十分配慮してほしい。
- ◆反省・更生していなくても刑期満了となれば加害者は出所するので、警察と連携して安全を図ってほしい。
- ◆警察が自宅付近をパトロールしてくれたのは大変有り難かった。しかし、一生パトロールを頼む訳にはいけないので、被害者の置かれている状況、加害者の出所後の状況など

を市町村の窓口や警察が共通に理解し、加害者が現れた時は、すぐに対応して欲しい。

◆治安パトロールをしてほしい。

3 市は、犯罪被害者等の再被害を防止し安全を確保するため、一時保護、施設入所による保護、保護施設の利用に関する情報の提供及び斡旋、被害予防に係る助言その他の必要な施策を行う。

解説

- ・既存の条例にこの内容の条文が含まれている市町村が多く（例：静岡県藤枝市）、具体的な施策も明示されていることから、本条例案でも第4版から追加することとした。
- ・第4版補訂で第3項の「防犯に係る助言その他必要な施策」としていた条文を、より被害者等支援に即した表現として「被害予防に係る助言その他必要な施策」と改めた。

被害者の声

- ◆一時避難所の提供をしてほしい。
- ◆公営住宅への入居は短期がほとんどなので、中・長期に入居できるようにしてほしい。
- ◆自宅や近所で被害に遭った、など自宅で生活することに強い恐怖を抱く場合には、一時避難場所のようなところがあると良い。

第11条（日常生活支援）

市は、犯罪被害者等が早期に安心して暮らすことができるよう、他の地方公共団体及び関係機関・団体等と連携し、病院等への付添い、送迎、家事、育児、介護、日常生活の支援のための援助者の派遣等、必要な支援を行う。

解説

- ・犯罪被害によって、それまでできていたことができなくなったり、しなければならないことが増えたりする。犯罪被害者等の置かれる状況は多様であり、家族構成の違いや身近な人からサポートを受けられるかどうか等によって、日常生活上必要とする支援には大きな違いが現れる。そのため、犯罪被害者等の状況を丁寧に聞き取り、正確に把握した上で、犯罪被害者等の個々の事情に応じた適切な支援を提供する必要がある。地域の生活環境についても把握できる立場にある市町村には、そうした役割が期待される。
- ・市町村には、住民一般の日常生活を支援するための、家事、育児、介護等を支援する制度がある。しかし、犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）のアンケートでは、「生活支援を市区町村でやってもらえると思わなかった」という回答が多く、ほとんど活用されていないようである。市町村では、犯罪被害者等の実情に応じた既存の制度をできる限り活用しなければならない。
- ・既存の条例には、具体的施策を挙げている市町村もある。

家事援助者の派遣	（例：東京都杉並区、神奈川県茅ヶ崎市、愛知県名古屋市、兵庫県明石市、秋田県潟上市、秋田県にかほ市、秋田県仙北市）
家事援助費の補助	（例：兵庫県神戸市、兵庫県養父市、兵庫県三田市）
介護支援者の派遣	（例：兵庫県明石市）
配食	（例：愛知県名古屋市）
一時保育費用の補助	（例：東京都杉並区、神奈川県茅ヶ崎市、大阪府摂津市、兵庫県神戸市、兵庫県明石市、兵庫県養父市、兵庫県三田市）
教育関係費の補助	（例：兵庫県神戸市（家庭教師の費用、通学時の送迎費用））
物品貸与	（例：静岡県藤枝市、静岡県長泉町（家事・育児・介護など日常生活に必要な電化製品、就業に必要な物品など））
- ・「被害者の声」としては、付添いだけでなく送迎を求める要望が多く聞かれた。その中には、送迎のみを希望する声もあった。そのため本条例案ではこれを明記することとした。
- ・条文に挙げたような日常生活支援を当該市町村が直接提供することが難しい場合には、都道府県や関係民間団体等と連携し、それらが提供する支援を犯罪被害者等が利用できるようにすることが期待される。関係民間団体等としては、各都道府県に1つ以上ある被害者支援センターや全国の市町村にある社会福祉協議会がこれらの支援を実施してい

る場合がある。

- ・「平穏な日常生活を営む」という表現については、「そう見えるだけで実際には平穏な生活ではない」という意見が犯罪被害者等からあった。したがって、第4版補訂版から表現を変更した。

※犯罪被害者等の利用できる主な制度は、P.82のとおり。

被害者の声

- ◆病院等への付添いをしてほしい。
- ◆移動に対する支援（送迎）をしてほしい。
- ◆保育園など、子どもの送迎について支援をしてほしい。
- ◆食事の用意、掃除、洗濯、買い物といった家事援助をしてほしい。
- ◆小さい子どもがいる場合、育児、一時預かり、学校行事への付添い等の支援がほしい。
場合によっては、メンタルケアの専門家が関与してほしい。
- ◆介護に関する支援がほしい。
- ◆事件現場の処理（クリーニングサービス）について支援がほしい。

第12条（保健医療サービス及び福祉サービス）

市は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から回復するために必要な保健医療サービス及び福祉サービスを受けられるよう、医療相談、医療従事者の紹介、受診料負担の軽減等必要な支援を行う。

解説

・医療相談、医療従事者の紹介、受診料負担の軽減といった具体的保健医療サービスを明記する条例も出てきている。（例：茨城県行方市）

・精神的なケアについては、臨床心理士だけでなく、精神保健福祉士の活用も期待される。

・各地方公共団体の医療機能情報提供制度により、PTSDなど各疾病の治療に対応可能な医療機関を検索することができる。厚生労働省が第3次犯罪被害者等基本計画に基づいてこの制度の周知を図っており、市町村はこれを活用することもできる。

各都道府県の医療機能情報提供制度については

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html

・医療費の負担を軽減するシステムとして、医療費控除制度、高額医療費制度、自立支援医療制度など様々なものがあるが、犯罪被害者等は利用していない場合がある。犯罪被害者等の医療費の負担を軽減し、安心して適切な医療を受けられるようにすることは重要である。

・犯罪被害に起因する傷病は第三者行為による傷病として、医療保険を利用できる。加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の提出がなくても保険者は保険給付を行う義務がある旨も厚生労働省から保険者あてに通知されている。

・犯罪被害者等が就学している場合、スクールカウンセラーのカウンセリングを受けることが想定される。スクールカウンセラーの配置については、第3次犯罪被害者等基本計画に基づき、文部科学省が適正な配置や資質の向上など、学校におけるカウンセリング体制の充実を図っている。市町村は、教育委員会を通じてこれに協力することが期待される。

※犯罪被害者等の利用できる主な制度は、P.82のとおり

被害者の声

- ◆医療控除でできること、自立支援医療制度の利用方法、第三者行為が原因の受診でも自分の保険が使えること等について、情報を提供してほしい。
- ◆社会復帰するための医療相談ができるようにしてほしい。

- ◆転院先を自分で探せと言われた。緊急入院先で、自由診療で医療費200%と言われたが断った。保険診療にしたが、混乱の中説明も理解できなかった。
- ◆家族の医療相談をしても介護の分野だと、取り合ってもらえなかった。
- ◆病院の情報、相談をしても分からず、他に聞いてくれと言われる。長く病院にいられない。リハビリが受けられない。
- ◆医療従事者から病状等の経過に関する説明がなかったり、わからなかったりした場合には、補ってほしい。
- ◆デイサービス等の通所支援を利用したい。
- ◆PTSD等の治療のできる医療機関、犯罪被害者のケアに詳しいカウンセリング機関の情報をまとめて公開してほしい。治療技法、費用、保険適用適否についても公開してほしい。
- ◆総合的な医療サービス等について教えてほしい。PTSD等の治療に関する医療費、カウンセリング費用等の補助がほしい。
- ◆精神的に不安定で、家事ができない、子どもの世話もできないという被害者もいる。遠方ではなく通える距離にいるカウンセラーが必要である。
- ◆本人以外、家族についても、精神的なサポートがほしい。
- ◆心のケア、涙を流せる場所がほしい。当事者がいれば尚良い。
- ◆事件や事故が起きた場所にかかわらず、子どもの心のケアにはスクールカウンセラーに対応してほしい。

第13条（居住の安定）

市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難になった犯罪被害者等に対し、居住の安定を図り、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けないようにするため、公営住宅の活用、転宅支援その他必要な支援を行う。

解説

- ・公営住宅等に関する犯罪被害者等への配慮としては、抽選によらない入居、入居要件の緩和、抽選倍率の優遇などがある。

参考：警察庁犯罪被害者等施策ホームページ

https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/toukei/r2/siryou_4.pdf

- ・都道府県では、不動産関係団体と協定を結び、犯罪被害者等が転居する際の負担を軽減する取組が広がり始めている。仲介手数料の減免や物件情報の迅速な集約等がある。
- ・地域によっては、市町村の公営住宅よりも都道府県の公営住宅の方が入居しやすい場合もある。都道府県の公営住宅は郊外にあることも多いが、選択肢の一つとなり得る。

- ・既存の条例には、具体的施策を挙げている市町村もある。

一時的な住居の提供（例：静岡県藤枝市、愛知県名古屋市、岐阜県東白川村、滋賀県高島市、京都府京都市、大阪府堺市、兵庫県神戸市、兵庫県明石市、奈良県三郷町、和歌山県上富田町、広島県安芸高田市、佐賀県佐賀市、大分県別府市。）

※京都市では犯罪被害者等が利用できる民間シェルターへの助成金制度もある。

転宅費用の補助（例：茨城県行方市、千葉県印西市、神奈川県茅ヶ崎市、兵庫県神戸市、兵庫県明石市）

転居後の家賃の補助（例：神奈川県茅ヶ崎市、兵庫県神戸市、兵庫県明石市）

※犯罪被害者等の利用できる主な制度は、P.82のとおり。

被害者の声

- ◆公的な住宅の提供をしてほしい
- ◆転宅を余儀なくされる際の転宅支援をしてほしい。物件探しの手伝い、紹介料免除、引越費用の援助など。
- ◆一時的な保護と長期的な住居の両方のニーズに応えられるような施策にしてほしい。

第14条（雇用の安定）

市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関・団体等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況についての事業主の理解を深め、犯罪被害者等の事情に配慮した職場環境の整備等が促進されるよう必要な支援を行う。

解説

- ・犯罪被害者等は、犯罪被害による直接的な心身への影響や通院により、また刑事手続や民事手続への対応をはじめとするさまざまな事情によって休まざるをえないことがある。年次有給休暇だけでは対応できない場合も少なくない。職場を不在にしたり、出勤しても被害に遭う前と同じように働くことができなくなったり、職場にいづらくなる場合もある。犯罪被害者等には、休暇や職場での人間関係について特段の配慮が必要である。
- ・厚生労働省は、第3次犯罪被害者等基本計画に基づき、被害回復のための休暇制度について経済団体、労働団体、事業主、被雇用者等に対して周知を図っており、ポスターやリーフレットを作成している。これらを活用した地域の事業主への啓発が、市町村にも期待される。
参考：厚生労働省ホームページ（パンフレットPDF）
http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/dl/101216_02a.pdf
厚生労働省委託事業 特別な休暇制度（犯罪被害者のための休暇）
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/hanzaihigai.html>
- ・犯罪被害者等が被害に遭った後も職場の理解を得て働き続けられることが望ましい。そのため、市町村が事業主に対し、犯罪被害者等の置かれる状況や職場での配慮についてはたらしかけることが期待される。
- ・犯罪被害者等が被害に遭う前と同じ職場で働き続けることが難しい場合には、犯罪被害者等の置かれている状況に応じた就労支援をハローワーク等と連携して行うことが望ましい。
- ・既存の条例には、就労準備金を助成する市町村もある。（例：兵庫県神戸市（就職に必要な資格取得などにかかった費用））

※犯罪被害者等の利用できる主な制度は、P.82のとおり。

被害者の声

- ◆生活のために働き続けられるよう、雇用の安定を図ってほしい。 ※第6条の再掲
- ◆犯罪被害者等が置かれる状況について、職場へ説明する際の手助けがほしい。
- ◆犯罪被害によって失業し、次の仕事を探す場合に、失業の原因が犯罪被害であることを理解してもらえるような支援があるとよい。

第15条 (経済的負担の軽減)

市は、犯罪被害者等の日常生活及び就学における犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、見舞金の給付、貸付の斡旋等必要な経済的支援を行う。

解説

- ・犯罪被害者等の損害回復については、国の犯罪被害給付制度がある。しかし、支給にはさまざまな条件があり、警察庁公表資料によれば、令和元年度に申請から支給までに要した平均期間は約7.8月である。そのため、犯罪被害者等が本当に困っているときに簡易・迅速に支給される制度が必要とされている。
- ・警察庁は、第3次犯罪被害者等基本計画に基づき、「犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入」を地方公共団体に要請しており、市町村にも犯罪被害者等の経済的負担を軽減する施策が期待されている。
- ・犯罪被害者白書によれば、令和2年4月1日現在、2県5政令指定都市 303 市町村で犯罪被害者等への見舞金制度があり、3県11市区町で犯罪被害者等への貸付金制度がある(令和2年版白書 174～175頁参照)。

参考：警察庁犯罪被害者等施策ホームページ

https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/whitepaper/w-2020/pdf/zenbun/pdf/kiso4_11.pdf

- ・犯罪被害者等に特化した見舞金制度や貸付金制度が当該市町村や都道府県にない場合は、既存の制度を犯罪被害者等が利用しやすいように制度改正したり、犯罪被害者等に特化していないものの犯罪被害者等も利用できる制度について、犯罪被害者等に周知することが期待される。
- ・見舞金や貸付金だけでなく、生活保護制度、被災者のための制度、ひとり親支援制度、社会福祉協議会が持つ制度といった、様々な既存の制度の中にある経済的支援についても活用することが考えられる。
- ・犯罪被害者等に対する奨学金制度としては、国のまごころ奨学金(預保納付金による給付性奨学金)や関係民間団体等の運営する犯罪被害救援基金などがある。

※犯罪被害者等の利用できる主な制度は、P.82のとおり。

被害者の声

- ◆経済的負担軽減のため見舞金を支給してほしい。
- ◆犯罪被害者等給付金、自動車保険などが入るまでの貸付金がほしい。無担保、無利子が望ましい。
- ◆貸付について即決されるシステムがほしい。

- ◆一時金が必要な被害者に速やかに貸し付ける制度がほしい。
- ◆被害状況を勘案した給付にしてほしい。例えば、被害を受け足が不自由にもかかわらず、生活保護を受けるためには車を売れというようなことを避ける。
- ◆特に救済手段は無く、生活保護しかないのに、不正受給者が多いためいやな顔をされる。
- ◆学費のサポートがほしい。

第16条（損害賠償請求の支援）

市は、犯罪被害者等に対する加害者からの賠償の迅速かつ適正な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償請求の訴訟及び取り立てに関して必要な支援を行う。

解説

- 民事訴訟に関する支援は、多くの被害者支援センターが行っていない現状がある。
- 地方公共団体では民事不介入の立場をとる傾向があるが、少なくとも刑事事件に由来した賠償請求については相談に応じることが期待される。刑事和解制度や訴状における被害者情報の秘匿制度の紹介、訴状の書き方に関する一般的な助言等は可能なはずである。
- 犯罪被害者等支援に精通した弁護士を紹介するルートを予め構築しておくことが期待される。犯罪被害者等にとって民事訴訟は、刑事裁判ではできなかった真相追及など特別な意味を持つことが少なくない。そのため、犯罪被害者等の心情を理解して取り組める弁護士を紹介できなければ、犯罪被害者等のニーズを満たせない場合がある。
- 損害賠償請求の支援を盛り込んだ条例はごく少数だが制定されている（例：兵庫県明石市、愛知県名古屋市、石川県野々市市）。
明石市では、加害者に対する損害賠償請求の債務名義を得ている遺族や重傷病を負った被害者、性犯罪被害を負った被害者が立替払いを希望する場合には、300万円を上限に市が立替支援金として遺族に支給し、市が加害者に取り立てる制度を盛り込んでいる。名古屋市では、債務名義を取得したが支払いがない遺族に150万円を上限とした見舞金が支給される。
- 既存の条例では、民事訴訟の期日に出席、または傍聴するために必要な費用の補助を定めている市町村もある。（例：兵庫県明石市）

被害者の声

- ◆ 損害賠償、裁判について先の見通し、やるべきことのアドバイスが欲しい。
- ◆ 加害者や損害保険への対応についてアドバイスしてくれるところを教えて欲しい。
- ◆ 自賠責保険の手続きを被害者家族がしなくてはならなかった。
- ◆ 損害賠償の手続きは被害者1人では難しい。どうしたら良いかわからず、自分で調べようと思ってもできない。被害者支援に精通している弁護士を紹介してもらいたい。
- ◆ 裁判所から賠償命令判決が出ても支払わない加害者が少なくない。
- ◆ 加害者の所在が分からない場合は、現住所や銀行口座の調査、加害者を探すための弁護士費用や探偵費用など、すべて被害者自らしなければならない。
- ◆ 賠償請求をしたくても、声を上げられない被害者もいる。そうする元気も、勇気も、お金もない被害者もいる。賠償を請求して逆恨みをされたくない気持ちもある。
- ◆ 被害者遺族は、家族を失った悲しみから一生立ち直ることはできない。「償う」と言っても失った命は2度と帰ってこない。被害者遺族は、加害者が命の尊さに気づくため

に、被害者ができる唯一の手段として、損害賠償請求を行うが、時間も費用もかかり、精神的にもつらい作業である。一緒に取り組んでくれる人が必要。

- ◆賠償請求の大変さ、愚痴を聞いてくれる人がいたから法的手続を最後までできた。話を聞いてくれるだけでも良く、一人よがりにならないよう別の視点から意見が聞ける。弁護士とだけ作業しているとつらい。

第17条（刑事手続参加の支援）

市は、犯罪被害者等がその被害に係る申告及び刑事手続への参加を容易にするため、他の地方公共団体、関係機関・団体等と連携し、犯罪被害者等が警察及び検察等に被害を申告し、公判に参加し、証言し又は傍聴するために必要とする情報の提供及び付添い等必要な支援を行う。

解説

- ・犯罪被害者等から刑事手続に関する相談や要望があった場合には、他機関のリーフレットを渡すだけでなく、担当者に引き継ぐ段取りをしておくことが望ましい。
- ・市町村では無料の法律相談サービスを提供していることが少なくないが、これは住民の相談に幅広く対応できる一方、犯罪被害のように専門的な知識を必要とする相談に十分に対応することは難しいのが実情である。市町村は、犯罪被害者等支援に精通した弁護士を犯罪被害者等に紹介できるよう、日本司法支援センター（法テラス）の精通弁護士紹介制度の活用や弁護士会の犯罪被害者支援委員会との連携が期待される。
- ・条文に挙げたような付添い支援は、被害者支援センター等の関係民間団体等が提供していることが多いため、連携、協力することが望ましい。また、事件を扱う警察署や検察庁、裁判所が遠隔地にあり支援が難しい場合には、付添い支援の行える市町村又は関係民間団体等に対して援助者の派遣を依頼することが期待される。
- ・託児や介護に関する心配が解消することによって刑事裁判に積極的に関与できる犯罪被害者等もいる。市町村の一時保育や介護の制度、有償ボランティアによる保育や介護制度の情報提供のほか、検察庁によっては近隣の保育施設の情報提供を行っている場合がある。
- ・裁判所までの旅費も刑事裁判への積極的な関与を妨げる要因となりうる。被害者参加の検討段階から被害者参加旅費等支制度の情報を犯罪被害者等が得られることが望ましい。
- ・既存の条例には、公判期日に出席するために必要な費用の補助を盛り込んだ市町村もある。（例：明石市）

被害者の声

- ◆警察、検察、裁判所への付添いがほしい。一緒にメモを取ってくれたり、聞いた方がよいことの助言がほしい。
- ◆裁判の流れなど、先の見通し、やるべきことなどの説明がほしい。
- ◆加害者や捜査の進展状況、起訴内容に関する情報提供がほしい。
- ◆加害者関係者や保険会社との対応へのサポートがほしい。
- ◆犯罪被害に関する相談は一般の法律相談ではなく、犯罪被害について専門性のある弁護

士を紹介してほしい。

第18条（市民等以外の犯罪被害者等への支援）

市は、第2条第1項第二号に定める犯罪被害者等以外の者が市内で起きた犯罪等により害を被った場合には、その者が住所を有する若しくは居住する地方公共団体と連携・協力して、第8条から第17条に定める基本的支援を行うように務める。

解説

- ・この条文により、当該市町村内で犯罪被害に遭ったものの第2条二号の定義から外れてしまう犯罪被害者等についても、可能な範囲で支援をした上で居住する地方公共団体の犯罪被害者等施策担当部署あるいは総合的対応窓口につなぎ、途切れない支援の実現を図ることができる。
- ・第2条第二号に示した犯罪被害者等（居住、勤務、在学する者）以外の者として、旅行者等の一時滞在者、通学・通勤途上の者が当該市町村内で犯罪等の被害に遭うことが想定される。
- ・本条例案の作成にあたって、犯罪被害者等支援従事者より、他の地方公共団体との連携の必要性と重要性が挙げられた。遠方に居住している遺族が刑事裁判等で当該市町村を訪れた場合でも、できる限りの支援を行い、必要に応じて居住する地方公共団体や民間支援団体へ引き継ぐことが望ましい。また、犯罪被害者等が当該市町村外に転居した場合にも、転居先の地方公共団体や民間支援団体と連携し、途切れない支援を行う必要がある。

被害者の声

- ◆犯罪等の被害に遭うのは、当該市町村に居住する者とは限らない。当該市町村の外に居住する者が被害に遭うこともある。勤務先や通学先の地域は、一日の大半を過ごすなど実質的な生活の場の一つとなっており、通勤や通学をしている者も住民に準じて支援対象としてほしい。例えば、支援対象者が住民と限定されていると、複数の被害者がいる事件・事故では、当該市町村の住民である被害者は支援を受けられても、住民ではない被害者は当該市町村において支援を受けられないことになってしまう。

第三章 支援体制の整備

第19条（総合的支援体制の整備）

市は、他の地方公共団体、関係機関・団体等及びその他の関係する者と連携・協力して、犯罪被害者等がどの機関又は団体を起点としても、直面しているさまざまな問題の解決のために必要な支援を受けられるよう総合的な支援体制を整備する。

- 2 総合的支援体制の整備に当たっては、市は犯罪被害者等支援コーディネート機能を担うものとする。

解説

- ・犯罪被害者等施策は、国、都道府県、市町村の三層構造となっており、市町村は都道府県（都道府県警察を含む）と役割分担をしつつ、地域における支援や施策を充実させていくことが必要である。なお、都道府県と市町村の役割分担も含め、地方公共団体に期待される役割については、内閣府犯罪被害者等施策推進室が平成20年4月に作成した「犯罪被害者等施策の手引き」にも示されている。
参考：警察庁犯罪被害者等施策ホームページ
<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/tebiki/mokuji.html>
- ・当該市町村の外に住む家族が犯罪等の被害に遭った場合や、犯罪被害者等が転居した場合にも、当該市町村から他の市町村の犯罪被害者等施策担当部署あるいは総合的対応窓口に確実につながることにより、犯罪被害者等が居住する地域で必要な支援を受けることができるようになる。
- ・市町村の中でどの部署が核になったとしても、情報の共有化によって、現在の市町村の機能で十分に対応できることはある。
- ・「関係機関・団体等」としては、犯罪被害者団体や犯罪被害者等への支援を行うことを目的とする団体だけでなく、弁護士会、医師会、臨床心理士会、社会福祉士会、精神保健福祉士会、社会福祉協議会、保護司会などが考えられる。このような民間団体とも連携、協力する総合的な支援体制の整備が期待される。
- ・「その他の関係する者」としては、犯罪被害者等や犯罪被害者等支援に精通している者のほか、民生・児童委員、保健師、助産師、人権擁護委員などが考えられる。
- ・社会福祉協議会は全国の市町村にあり、生活福祉資金貸付制度や家事支援サービス等を提供している。犯罪被害者等支援について、既に社会福祉協議会と連携している地方公共団体もあるが、一層積極的な活用が期待される。
- ・総合的支援体制の整備の取組としては、都道府県主催の犯罪被害者等支援に関連する会議や研修、犯罪被害者団体や民間支援団体が主催するセミナーやシンポジウムへの参加

を通じた、専門知識に基づく適切な支援を行うための情報収集、ネットワーク作りなどが考えられる。

- 第5版から、犯罪被害者等支援コーディネート機能についての条文を第2項として加えた。被害者等の地域に根差した支援の展開を想定した場合に、市がその機能を担う責任を明記するため、ここに示すものである。とくに市の役割としては、庁内関係部署との連絡調整を行い、被害者等の負担を軽減し必要なサービスを滞りなく提供することが求められる。
- なお、当該のコーディネート機能は、被害者等支援に関わる他の機関（警察の被害者支援室、被害者支援センター、弁護士など）がその機能を担うことを否定するものではなく、被害後の支援の経過や被害者等の状況によって、柔軟に役割を分担するものとする。

被害者の声

- ◆地域を熟知している人に対応してほしい。
- ◆職員間で情報を共有してほしい。

第20条（人材の育成等）

市は、犯罪被害者等が適切かつ十分な支援を受けることができるよう、市の職員、関係機関・団体等に所属する者及びその他の関係する者に対し、犯罪被害者等の支援の必要性についての意識を高め犯罪被害者等の支援に必要なスキルを身につけるための研修及びその他必要な施策を行う。

- 2 市は、犯罪被害者等支援に携わる職員以外に対しても、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての意識を高め、職務において犯罪被害者等に配慮した対応がとれるよう、研修その他必要な施策を行う。

解説

- ・犯罪被害者等の相談に応じ、適切な支援を行うためには、研修等を通じ、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の重要性を理解することが必要である。既存の条例には、民間団体が行う講習の受講を例示している市町村もある。（例：北海道倶知安町、秋田県上小阿仁村）
- ・犯罪被害者等のための総合的対応窓口の職員は、市町村や関係機関等が提供するさまざまなサービスの情報を収集し、活用できるようにしておく必要がある。
- ・外傷的な出来事の話を知っているうちに、聞き手が精神的衝撃を受けることがあり、二次受傷と呼ばれる。不安、抑うつ、罪責感、無力感、不眠、食欲不振などの症状があり、予防するためには、2人以上の支援が望ましく、ケースの状況を共有しておくこと、自分なりのセルフケアの時間を作るなどの方法がある。支援者が顔の見える関係を作り繋がっていることは、支援に関する情報共有が出来る以外に、支援者のセルフケアにも役立つ。
- ・研修の実施に際しては、犯罪被害者等のための総合的対応窓口の職員だけでなく、当該市町村のその他職員、関係民間団体等の構成員など、支援にかかわる様々な者を対象とすることが望ましい。

被害者の声

- ◆市町村職員からの二次被害を防ぐためにも、職員のスキルを上げるための施策が必要。
- ◆研修を実施してほしい。
- ◆支援内容の充実と担当窓口のスキル向上を図ってほしい。また、そのための被害者や被害者団体との連携、協働が望ましい。
- ◆都道府県よりも市町村の方が住民の生活に身近であるので、それだけに職員の高い意識が期待される。
- ◆特に救済手段は無く、生活保護しかないのに、不正受給者が多いためいやな顔をされる。
- ◆住民票の交付を受けて、亡くなった子どもの名前が抜けている住民票を見たのは、被害後一番ショックな出来事の一つだった。子どもが生きてきた証が消えてしまったように感じた。渡す前に亡くなった家族の名前は削除されてしまうとひとこと言ってくれたら、そこ

までショックを受けなかったかもしれない。

第21条（関係民間団体に対する援助）

市は、犯罪被害者等の支援における関係民間団体の役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、活動場所の提供、活動に必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う。

解説

- ・第1次犯罪被害者等基本計画に基づき国が設置した「民間団体への援助に関する検討会」の最終とりまとめは、「民間団体による支援活動は、関係機関間の連携による途切れない支援を行う上で不可欠」とした上で、民間団体への援助における国・地方公共団体・民間の役割について提言している。また、民間団体の活動充実のために、国や地方公共団体が、事務所等の提供や人材育成への協力、広報啓発への協力等の財政的援助以外の援助を行うことが重要であるとも述べている。

参考：警察庁犯罪被害者等施策ホームページ

<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/suisin/kentokai/pdf/mst.pdf>

- ・上記の最終とりまとめでは、地方公共団体の取組例として、民間団体に施設・庁舎の一部を無償又は低額により提供、各種研修への講師派遣、関係民間団体等が作成したポスター・リーフレット類の掲示・配布・備付、パンフレット等への関係民間団体等の情報の掲載、各種広報啓発行事の共催、後援名義の付与が挙げられている。（奈良・広島）
- ・第3次犯罪被害者基本計画においても、「犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等」として、「地方公共団体に対し、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携・協力の充実・強化を働き掛け、地域における途切れることのない支援の実施を促進する。」としている。（施策番号227）
- ・「活動場所及び情報の提供、助言」としては、当該市町村の所有する施設における活動場所の確保や、支援に関係する制度の改正等の情報提供などが考えられる。
- ・「自助グループ」と称する被害者団体を「関係民間団体」と位置づけるかについては、第2条第1項六号で述べた通りである。しかし、「自助グループ」で行われる語らいの効果として、自分を支え、他人を支えるということがあり、被害回復の効果が大きい。さらに「被害者の声」にも、身近な場所にある自助グループを紹介してほしいという要望が多いことから、本条の趣旨に則って、小規模の自助グループにも活動しやすい環境を整える必要がある。

被害者の声

- ◆市町村単位での自助グループがほしい
- ◆身近な所、自宅等から近い所に自助グループがほしい。

2 市は、犯罪被害者等に対する支援における関係民間団体に所属する者の安全を確保し、支援活動によって心身に疾病又は傷病等を生じた場合の支援及び補償等を行う。

解説

- ・第4版から、関係民間団体への援助について条文を追加した。民間団体の活動がより活発になり犯罪被害者等が受けられる支援の充実のためには、組織への援助だけでなく、支援者に対する援助も必要である。そこで、第2項に支援者の安全の確保のための条文を追加した。
- ・既存の条例には、関係民間団体への援助として、支援を行う者の安全確保を明記する市町村もある。（例：茨城県行方市）
- ・これまで犯罪被害者等施策においては、支援者の安全の確保という点はあまり議論されてこなかった。しかし、例えばDVやストーカー等の被害者の権利利益の保護のために関係民間団体等が公的機関を補完して支援を提供する中で、支援者の安全が損なわれる可能性もある。したがって、市町村は都道府県と連携して、関係民間団体等の積極的な支援活動を促進するため、支援者の安全の確保のための施策を講ずることが望ましい。
- ・本条文で念頭にあるのは、被害者に対して無償で支援をする支援者に対する補償である。欧米では、支援者とは、被害者から金銭は受け取らず支援を行う者であり、被害者から金銭を受け取って支援にあたるのは、ビジネスであると考えられている。
- ・条文では補償の後に「等」とつけたが、補償に限らず何らかの施策の工夫が期待される。例えば、支援活動を原因とする疾病や傷病の相談に応じるだけでも支援者にとっては心強い施策となる。団体が複数の地方公共団体で支援を行う場合もあるが、その団体の所在地が施策を講ずることが想定される。
- ・支援者への補償にあたる施策としては、例えばボランティア保険料の補助がある。民間団体が犯罪被害者等に対して直接的な支援活動を行う支援員について、地方公共団体がボランティア保険料を負担する仕組みを作っている県もある。

第 2 2 条 (市民等の犯罪被害者等への理解の増進)

市は、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況についての市民等及び事業者等の理解を深めるとともに、犯罪被害者等のプライバシー及び名誉を尊重し、二次被害及び再被害を防止し、犯罪被害者等が安心して暮らすための配慮の重要性等についての市民等及び事業者等の理解を深めるために必要な施策を行う。

解説

- ・市は、住民が第5条に定める責務を果たすため、その理解を増進する施策を講ずる必要がある。二次被害と再被害の例は、第2条第1項三号及び四号に挙げている。
- ・犯罪被害者等の尊厳を傷つける最大の原因は、人々の犯罪被害者等に対する「偏見」にある。したがって、市は、市民等が犯罪被害者等に偏見を持つことなく正しい接し方をするように、さまざまな機会を利用して、広く啓発する必要がある。
- ・犯罪被害者等に対する偏見がなくなる原因として、特に、家庭、学校、職場等を同じくする人々など、面識関係のある人の中での犯罪被害等については被害者にも落ち度があったにちがいないと考える人が多く、また、そのような考えが、警察や行政の刊行物等書かれていることがある。
- ・既存の条例には、広報啓発の内容として、二次被害防止の重要性や必要性を明記する市町村もある。(例：愛知県名古屋市、兵庫県三田市、大分県大分市、岐阜県笠松町)
- ・既存の条例には、広報啓発の目的として、犯罪被害者等を地域等から孤立させないことを明記する市町村もある。(例：岐阜県岐南町、広島県江田島市、山口県柳井市)
- ・「広報活動」としては、広報紙やホームページの活用、ケーブルテレビの活用、庁舎内での啓発用ポスターの展示、リーフレットの配布、犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報の実施などが考えられる。
- ・「啓発活動」としては、啓発用ポスターの展示、リーフレットの配布、一般市民向け講演会などのほか、学校、企業、自治会、PTA、サークル等を対象とした講演を実施することが考えられる。
- ・「安心して暮らすための配慮」という表現は、基本法 20 条 (国民の理解増進) にあるが、「配慮」という言葉で良いかどうか、ニュアンスが消極的か能動的かは、犯罪被害者等の中でも意見が分かれる。配慮の意味は「心遣い」だが、①「配慮」という消極的な気持ちだけでは不十分という意見と、②「配慮」には、能動的で行動を伴うものも想定されているという意見がある。

- 「平穏な生活」という表現については、「そう見えるだけで実際には平穏な生活ではない」という意見が犯罪被害者等からあった。したがって、第4版補訂版から表現を変更した。
- 第4版補訂までは、本条第2項で学校教育における施策について示していたが、児童・生徒等への支援における教育委員会との調整や協働の重要性を鑑み、第5版では別の条文として次条を設けた。

被害者の声

- ◆住民への広報をしてほしい。

第23条（学校における教育）

市は、学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防止するための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等が児童又は生徒であるときは、当該犯罪被害者等の状況に応じて十分に配慮しなければならない。

解説

- ・前条の解説のとおり、あらたに条文を加えた。ここでは、第4版補訂に記されていた「尊厳についての理解を深める」という内容から、さらにその具体的内容と二次被害の防止についても盛り込んだ。
- ・学校教育においては、公民や道徳の授業、総合学習での取組、学校での犯罪被害者等による講演、啓発資料を活用した授業の実施などのほか、教育委員会と協力して毎年いずれかの学校で講演会を開く等の方策も考えられる。学校での講演会は、保護者も参加可能とすることで、一層の啓発効果が期待できる。
- ・小学生、中学生の時期に被害者理解教育をすることは、いじめ防止に大きな効果があり、さらに、大人になってからも虐待行為や暴力行為をしないようになることは、被害者学の知見上広く知られているところであるので、市は教育委員会と協力して被害者理解教育に取り組むことが期待される。
- ・教育活動における犯罪被害者等に関する理解の増進は、学校、家庭及び地域社会の連携下での実施が望ましく、既存の条例にはこれを明文化した市町村もある。（例：大阪府堺市、京都府京都市、奈良県川西町、山口県防府市）
- ・具体的施策を挙げている市町村もある。

生命、身体及び人権を尊重するための教育活動	（例：奈良県川西町、山口県防府市）
人権及び生命を尊重するための教育活動	（例：大阪府堺市）
自他の生命を尊重するための教育活動	（例：京都府京都市）
道徳教育その他の教育活動	（例：岐阜県大野町）
- ・本条文で言う「公教育」とは、学校以外のパブリックな教育を指し、例えば、公民館での講座やコミュニカレッジ等を想定している。基本理念についての理解を市民全体に広げるため、公開講座などにおける啓発、講演会開催などを通じて広く被害者理解の機会を設けることが期待される。
- ・第2項の「犯罪被害者等」には、児童又は生徒が犯罪被害者である場合のほか、被害者の兄弟姉妹である場合や、子どもである場合も含んでいる。したがって、学校教育に必要な施策としては、児童、生徒等の理解を深めるための教育を行う、二次被害の防止に

努めるなどのほかに、被害者等である児童や生徒が引き続き登校する、もしくは必要に応じて就学義務の猶予又は免除、休学等の措置を取るなど、教育を受けるうえで支障がないよう、十分な配慮をする必要がある。

被害者の声

- ◆教育機関でいのちの大切さを学ばせてほしい。
- ◆将来、子どもたちが犯罪の加害者にならないための人権や思いやり教育に取り組んでほしい。
- ◆人を殺してはいけないことを教えていくことが、家庭の教育力が落ちてきていると言われる現在、とても大事なことだと思う。
- ◆「いのちの大切さを学ぶ教室」で数年にわたり、小中高の学校で殺人事件の遺族として話しをさせてもらったが、子どもたちの反応はとてもよく、被害者理解、犯罪抑止に効果があると感じた。是非、継続して取り組んでほしい。

第24条（意見の反映及び透明性の確保）

市は、犯罪被害者等のための施策を策定し実施するにあたっては、犯罪被害者等の意見を聴取するなどして適正に反映すると同時に、施策策定の過程を公開し明らかにしなければならない。

解説

- ・地方公共団体における意見の反映及び透明性の確保は、犯罪被害者等基本法の第23条に定められている。

参考：犯罪被害者等基本法 第23条（意見の反映及び透明性の確保）

国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

- ・犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて講じられるべきものであり、そのニーズを正確に把握し、犯罪被害者等の視点に立って策定、実施される必要がある。そのため、当事者である犯罪被害者等の意見を聴取する機会を定期的に設けることが望ましい。また、パブリックコメント等の方法により、当該市町村住民の意見も施策の策定・実施にあたって反映されることが期待される。
- ・本条例案では、犯罪被害者等の意見を施策に反映するための方策として、第7条第3項で、犯罪被害者等基本計画の策定・変更にあたって開催する犯罪被害者等施策推進会議の構成員に犯罪被害者等を含むこととしている。基本計画の策定や変更は数年に一度と想定されるため、犯罪被害者等施策推進会議とは別に複数の犯罪被害者等から意見を聴取する機会を設けることが望ましい。
- ・施策策定過程の透明性を確保するため、犯罪被害者等からの意見聴取会や犯罪被害者等施策推進会議の議事録等を公開するほか、犯罪被害者等のための施策の策定・実施状況について、広報紙やホームページを活用して広く住民に情報を公開する必要がある。
- ・既存の条例には、犯罪被害者等の意見を施策に反映することを明記する市町村もある。
（例：茨城県行方市、愛知県名古屋市）

被害者の声

- ◆常に被害者の声に耳を傾け、施策に取り入れる姿勢を示してほしい。
- ◆被害者による被害者のための支援を実現してほしい。

第四章 雑 則

第25条（委任）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

解 説

- ・ 本条例案に基づいて市町村が犯罪被害者等施策を講ずるためには、より細かな規定が必要となる。当該市町村の犯罪被害者等施策担当部署が中心となって、庁内関係部署等と調整の上、規則を定める必要がある。
- ・ 条例に関する規則は、当該市町村における民間支援団体の活動状況や都道府県の施策など、地域の実情に応じて定められる必要がある。社会情勢の変化や地域の支援体制の進展によって、規定を再検討する必要性が生じた場合には、規則を改正する等の措置を講ずることが望ましい。

事例集 ～被害者の困りごとと市町村のできること～

事例1 交通事故、子どもの被害、後遺障害、被害者のきょうだい

子どもが重い後遺障害を負ったひき逃げ事故。交通事故相談所から紹介され、市町村の総合的対応窓口で相談があった。

夫婦と子ども2人（中学生、小学生）の世帯で、上の子どもの目の前で下の子どもが交通事故に遭った。母親は入院先の病院へ毎日通っており、食事・掃除・洗濯などの家事や、上の子どもの世話をすることが難しくなった。

事例2 詐欺事件、高齢者、介護

高齢者が振り込め詐欺の被害を受けた事件。警察署から紹介され、妻が市町村の総合的対応窓口で相談に来た。

高齢者のみの世帯で、老後の蓄えとして貯めていた預金数百万円を騙し取られた。妻は自責の念から眠れない日が続いている。元々体を壊していた夫も、身体的に弱ってしまい、入退院を繰り返すようになった。

事例3 性暴力事件、一人暮らし、働けない状態

一人暮らしをしていた女性の自宅に、数か月前男が侵入し、性暴力被害に遭った事件。性暴力被害ワンストップ支援センターからの紹介で、市町村の総合的対応窓口へ被害者から電話があった。

加害者は捕まっておらず、家にいるのも怖いため、早く引っ越したい。しかし、被害後仕事を続けられず退職し、生活にも困る状態になった。精神的にもPTSDを発症し、不眠やいらいらなどがひどくなってしまった。

事例4 殺人事件、親と別居

一人暮らしの男性が自宅で殺害された事件。警察署から紹介され、市町村の総合的対応窓口で相談があった。

両親が遠方から来て、捜査協力の合間にマンションの掃除や引き払いを行うことになった。刑事裁判について弁護士に相談した方が良いのか迷っている。

事例5 殺人事件、夫が亡くなる、母子家庭、子どもが2人

夫婦と子ども二人（小学生と幼児）の世帯で、夫が殺害された事件。妻が保育園について相談しに役所を訪れたところ、総合的対応窓口を紹介され、相談に来た。

警察署や検察庁での事情聴取の合間に、役所での手続きに忙殺される毎日である。下の子どもを保育園に預けて働きたいが、預け先が見つからず、途方に暮れている。

※事例はいずれも典型例と考えられるケースを基に創作された仮想事例です。

※各事例の困りごとや、市町村の対応例は、他にも考えられる。

【事例1 交通事故、子どもの被害、後遺障害、被害者のきょうだい】

子どもが重い後遺障害を負ったひき逃げ事故。

交通事故相談所から紹介され、市町村の総合的対応窓口に相談があった。

夫婦と子ども2人（中学生、小学生）の世帯で、上の子どもの目の前で下の子どもが交通事故に遭った。母親は入院先の病院へ毎日通っており、食事・掃除・洗濯などの家事や、上の子どもの世話をすることが難しくなった。

困りごと

子どもの被害（⇒11条 日常生活支援、19条 総合的支援体制の整備）

小学校・中学校での対応（⇒19条 総合的支援体制の整備）

きょうだいによる被害の目撃（⇒12条 保健医療サービス及び福祉サービス）

被害者のきょうだいへの支援（⇒11条 日常生活支援、19条 総合的支援体制の整備）

後遺障害（⇒12条 保健医療サービス及び福祉サービス）

入院（⇒12条 保健医療サービス及び福祉サービス、11条 日常生活支援）

医療費（⇒12条 保健医療サービス及び福祉サービス）

家事支援（⇒11条 日常生活支援）

市町村の対応例

- 後遺障害に関するニーズ、障害福祉に関する制度については、庁内の障害福祉担当部署に確認、情報共有を図りながら、連携して対応する。
- 相談者が希望する場合は、家族会などの自助グループについても情報を提供する。
- 入院費用について、高額医療療養費制度、小児医療費助成制度などについて説明する。
- 家事について、社会福祉協議会の家事支援サービスなどの低額で利用できる支援を紹介する。
- 中学校や教育委員会へ連絡し、上の子どもについてのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの手配を依頼。その他、今後連携して対応していくことを確認する。
- 希望があれば、被害者のきょうだいへの支援に詳しい臨床心理士に関する情報を提供する。

※各事例の困りごとや、市町村の対応例は、他にも考えられる。

【事例2 詐欺事件、高齢者、介護】

高齢者が振り込め詐欺の被害を受けた事件。

警察署から紹介され、妻が市町村の総合的対応窓口に相談に来た。

高齢者のみの世帯で、老後の蓄えとして貯めていた預金数百万円を騙し取られた。妻は自責の念から眠れない日が続いている。元々体を壊していた夫も、身体的に弱ってしまい、入退院を繰り返すようになった。

困りごと

高齢の家族（⇒9条 相談、情報の提供等、11条 日常生活支援、19条 総合的支援体制の整備）

入院・通院（⇒12条 保健医療サービス及び福祉サービス、11条 日常生活支援）

送迎（⇒11条 日常生活支援）

介護（⇒12条 保健医療サービス及び福祉サービス）

不眠（⇒12条 保健医療サービス及び福祉サービス）

市町村の対応例

- 妻の自責の念について、犯罪被害者支援センターや精神保健福祉センターを通じて、臨床心理士（自治体によっては、精神保健福祉士や保健師）を紹介する。心理教育を実施する。
- 妻の不眠症状について、医療機関の受診を助言し、情報を提供する。
- 妻や夫の通院に付添いが必要な場合は、当該窓口職員の付添いまたは社会福祉協議会の高齢者向け外出支援サービスなどを手配する。
- 夫の入退院や通院について、社会福祉協議会の送迎サービスなどを手配する。
- 夫の体調悪化について、介護保険の申請を補助し、自宅での介護体制を整備する。

※各事例の困りごとや、市町村の対応例は、他にも考えられる。

【事例3 性暴力事件、一人暮らし、働けない状態】

一人暮らしをしていた女性の自宅に、数か月前男が侵入し、性暴力被害に遭った事件。性暴力被害ワンストップ支援センターからの紹介で、市町村の総合的対応窓口へ被害者から電話があった。

加害者は捕まっておらず、家にいるのも怖いため、早く引っ越したい。しかし、被害後仕事を続けられず退職し、生活にも困る状態になった。精神的にもPTSDを発症し、不眠やいらいらなどがひどくなってしまった。

困りごと

- プライバシー保護（⇒9条 相談、情報の提供等）
- PTSD 発症（⇒12条 保健医療サービス及び福祉サービス）
- 転居・一時入居（⇒13条 居住の安定）
- 経済的困窮（⇒15条 経済的負担の軽減）

市町村の対応例

- 総合的対応窓口ではカウンター席は避け、別室対応または自宅訪問など、被害者のプライバシーを保護し、安心して相談できる場所以で対応する。
- 男性への恐怖心から、庁内外他部署や不動産屋での手続きが困難な場合は、当該窓口職員が付き添う、付添いのできる女性職員を手配するなど、工夫を図る。
- 転居については、市町村および都道府県の公営住宅の優先入居制度の要件を確認し、説明。転居費用の支援有無は、犯罪被害者支援センターにも確認し、紹介する。
- 経済的困窮については、市町村および都道府県の見舞金制度のほか、生活保護制度、社会福祉協議会の貸付金制度などについて調べ、紹介する。
- PTSDについては、精神科等の医療機関の情報提供及び自立支援医療費支給制度を説明。カウンセリングについては、犯罪被害者支援センターや精神保健福祉センターを通じて、臨床心理士（自治体によっては、精神保健福祉士や保健師）を紹介する。
- 病院への付添いが必要な場合は、当該窓口職員または性暴力被害ワンストップ支援センターなどの民間団体等が付き添って行けるよう手配する。

※各事例の困りごとや、市町村の対応例は、他にも考えられる。

【事例4 殺人事件、親と別居】

一人暮らしの男性が自宅で殺害された事件。

警察署から紹介され、市町村の総合的対応窓口に相談があった。

両親が遠方から来て、捜査協力の合間にマンションの掃除や引き払いを行うことになった。刑事裁判について弁護士に相談した方が良いのか迷っている。

困りごと

遺族は遠隔地在住（⇒18条 市民等以外の犯罪被害者等への支援）

マンションの掃除・引き払い（⇒11条 日常生活支援）

刑事手続（⇒17条 刑事手続参加の支援）

弁護士探し（⇒17条 刑事手続参加の支援）

市町村の対応例

- 捜査協力の合間に、市町村庁舎内会議室、事件現場付近などで面接相談を行う。
- マンションの掃除や引き払いについて相談に応じ、助言。作業に人手が必要な場合は、当該窓口職員が訪問、社会福祉協議会などの有償ボランティア手配などを行う。
- 刑事手続に関する支援として、犯罪被害者等支援に詳しい弁護士の紹介、警察・検察での事情聴取への付添い、刑事裁判への付添い等があることを説明。これらを市町村で提供できない場合は、犯罪被害者支援センターへ引き継ぎ、支援が受けられるよう手配する。
- 両親の住む市町村の総合的対応窓口連絡し、遺族が居住地でスムーズに支援を受けられるよう、事情やニーズについて情報を提供する。

※各事例の困りごとや、市町村の対応例は、他にも考えられる。

【事例5 殺人事件、夫が亡くなる、母子家庭、子どもが2人】

夫婦と子ども二人（小学生と幼児）の世帯で、夫が殺害された事件。

妻が保育園について相談しに役所を訪れたところ、総合的対応窓口を紹介され、相談に来た。

警察署や検察庁での事情聴取の合間に、役所での手続きに忙殺される毎日である。下の子どもを保育園に預けて働きたいが、預け先が見つからず、途方に暮れている。

困りごと

母子家庭（⇒11条 日常生活支援 ほか）

就労支援（⇒14条 雇用の安定）

保育園（⇒9条 相談、情報の提供等、11条 日常生活支援）

子育て支援（⇒11条 日常生活支援、19条 総合的支援体制の整備）

経済的支援（⇒15条 経済的負担の軽減）

役所での手続き（⇒9条 相談、情報の提供等）

刑事手続（⇒17条 刑事手続参加の支援）

市町村の対応例

- 国民健康保険、国民年金など、役所内で行う手続きについての説明と手続補助。当該窓口職員が担当部署へ付き添って行き、事情を説明する。
- 庁内の子育て支援部署と連携し、小学生の学童保育、子どもたちの送迎支援など、子育て支援についても、情報を提供する。
- 小学校や教育委員会へ連絡し、今後必要に応じて連携することを確認する。
- 就労支援について、庁内の子育て支援部署、男女共同参画センター、女性を支援する民間団体などについて、情報を提供する。
- 経済的な支援について、市町村および都道府県の見舞金制度に加え、母子家庭向け貸付金制度、児童扶養手当、就学援助制度、民間団体の奨学金制度など、母子家庭のための制度も含めて情報を提供する。
- 警察署や検察庁での刑事手続について不安や疑問がある場合は、法テラスや弁護士会による電話相談で、犯罪被害者等支援に詳しい弁護士による無料法律相談ができることを紹介する。

〇〇県犯罪被害者等基本条例（案）

第一章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（2004年、法161）に基づき、犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を定め、県並びに県民等及び事業者等の責務を明らかにすることによって、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護と、被害の早期の回復又は軽減及び生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等が安心して暮らせるよう支える地域社会の形成を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族（害を被った者が死亡した場合は、遺族をいう。以下、同じ。）をいう。
- 三 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、行政及び司法の担当者並びに県民等、事業者等及びマスメディア関係者等による偏見、無理解、差別等に基づく言動、誹謗中傷などによって被るプライバシーの侵害、名誉の毀損、精神的苦痛、心身の変調、経済的損失等の被害をいう。
- 四 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。
- 五 犯罪被害者等のための施策 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復又は軽減し、二次被害及び再被害を受けることを防止し、受けた二次被害及び再被害を回復又は軽減し、安心して暮らすことができるように支援するための施策をいう。
- 六 関係機関・団体等 犯罪被害者等のための施策や支援、もしくは当事者活動に特化したに關係する機関及び団体（犯罪被害者等の団体を含む。）をいう。
- 七 関係民間団体 関係機関・団体等であって民間の団体をいう。
- 八 県民等 県内に住所を有する者、居住する者、勤務する者、在学する者及びそれらの者が県内において組織する団体をいう。
- 九 事業者等 県内において事業活動を行う者及びその団体をいう。

（基本理念）

第3条 すべて犯罪被害者等は、犯罪被害者等としての尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有する。

- 2 犯罪被害者等のための施策は、犯罪等によって被った害及びそれを原因とする二次被害の状況並びに犯罪被害者等が置かれている状況及びその他の事情に応じて適切に講じられなければならない。
- 3 犯罪被害者等のための施策は、迅速かつ公正に講じられ、犯罪被害者等にとって利用しやすいものでなければならない。
- 4 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるようになる

ために必要な支援を途切れることなく受けられ、また、安心して暮らすことができるようになった後においても、二次被害及び再被害を防止し軽減するために必要な支援を適切かつ継続的に受けることができるように講じられなければならない。

(県の責務及び連携協力)

第4条 県は、前条の基本理念に則り、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、計画的に実施する責務を有する。

- 2 県は、前項に定める施策の策定及び実施に当たっては、国、他の地方公共団体、関係機関・団体等及びその他の関係する者との適切な役割分担を踏まえて連携及び協力を努めなければならない。
- 3 県は、市町村が犯罪被害者支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(県民等の責務)

第5条 県民等は、第3条に定める基本理念に則り、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉、プライバシー及び生活の平穏を害する等により二次被害を与えることのないように務めるとともに、犯罪被害者等を孤立させないようにしなければならない。

- 2 県民等は、県がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、第3条に定める基本理念に則り、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 事業者等は、その事業活動を行うに際しては、犯罪被害者等のプライバシー及び名誉を侵害する等によって犯罪被害者等に二次被害を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。
- 3 事業者等は、犯罪被害者等の就労及び勤務に十分配慮するとともに、犯罪被害者等が安心して暮らすために必要な各種の手續並びに刑事司法及び民事司法への参加等について必要な支援を行うよう努めるものとする。

(犯罪被害者等基本計画)

第7条 知事は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下、犯罪被害者等基本計画という。）を定めなければならない。

- 2 犯罪被害者等基本計画は、次の各号に掲げる事項について定める。
 - 一 犯罪被害者等の支援に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方針
 - 二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策
 - 三 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、犯罪被害者等基本計画を定め又は変更しようとするときは、法曹関係者、保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者、関係機関・団体等の代表者、犯罪被害者等の代表者及び犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者から構成される犯罪被害者等施策推進会議を設置し、犯罪被害者等及びその他の関係者の意見が十分に反映されるように務めなければならない。
- 4 知事は、犯罪被害者等基本計画を定め又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 県は、犯罪被害者等基本計画に基づき実施した犯罪被害者等のための施策の実施状況について定期的に公表しなければならない。

第二章 基本的支援

(総合支援窓口の設置)

第8条 県は、この条例に定める支援を総合的に実施するために窓口を設置し、専門職の職員を配置する。

(相談、情報の提供等)

第9条 県は、犯罪被害者等が安心して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになるために必要な情報の提供を行い、二次被害及び再被害を含め犯罪被害者等が直面するさまざまな問題についての相談に応じ、助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介し、手続を補助し、付添いおよび訪問を行う等必要な支援を行うとともに、支援に関する総合的な調整を行う。

(二次被害及び再被害の防止)

- 第10条 県は、犯罪被害者等が二次被害を受けることがないように、プライバシー及び名誉の保護に努め、犯罪被害者等の個人情報保護を策定し実施する。
- 2 県は、犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再被害を受けることがないようにするため、犯罪被害者等の個人情報の保護に務めるとともに、警察等と協力して犯罪被害者等の安全の確保に努める。
 - 3 県は、犯罪被害者等の再被害を防止し安全を確保するため、一時保護、施設入所による保護、保護施設の利用に関する情報の提供及び斡旋、被害予防に係る助言その他の必要な施策を行う。

(日常生活支援)

第11条 県は、犯罪被害者等が早期に安心して暮らすことができるよう、他の地方公共団体及び関係機関・団体等と連携し、病院等への付添い、送迎、家事、育児、介護、日常生活の支援のための援助者の派遣等、必要な支援を行う。

(保健医療サービス及び福祉サービス)

第12条 県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から回復するために必要な保健医療サービス及び福祉サービスを受けられるよう、医療相談、医療従事者の紹介、受診料負担の軽

減等必要な支援を行う。

(居住の安定)

第13条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難になった犯罪被害者等に対し、居住の安定を図り、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けないようにするため、公営住宅の活用、転宅支援その他必要な支援を行う。

(雇用の安定)

第14条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関・団体等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況についての事業主の理解を深め、犯罪被害者等の事情に配慮した職場環境の整備等が促進されるよう必要な支援を行う。

(経済的負担の軽減)

第15条 県は、犯罪被害者等の日常生活及び就学における犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、見舞金の給付、貸付の斡旋等必要な経済的支援を行う。

(損害賠償請求の支援)

第16条 県は、犯罪被害者等に対する加害者からの賠償の迅速かつ適正な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償請求の訴訟及び取り立てに関して必要な支援を行う。

(刑事手続参加の支援)

第17条 県は、犯罪被害者等がその被害に係る申告及び刑事手続への参加を容易にするため、他の地方公共団体、関係機関・団体等と連携し、犯罪被害者等が警察及び検察等に被害を申告し、公判に参加し、証言し又は傍聴するために必要とする情報の提供及び付添い等必要な支援を行う。

(緊急支援の実施)

第18条 県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案による犯罪被害者等に対し支援を行う必要があると認めるときは、市町村、民間支援団体その他関係機関と協力して、当該事案に対応するための支援の体制を整え、必要な緊急支援を実施するものとする。

(県民等以外の犯罪被害者等への支援)

第19条 県は、第2条第1項第二号に定める犯罪被害者等以外の者が県内で起きた犯罪等により害を被った場合には、その者が住所を有する若しくは居住する地方公共団体と連携・協力して、第8条から第17条に定める基本的支援を行うように務める。

第三章 支援体制の整備

(総合的支援体制の整備)

第20条 県は、他の地方公共団体、関係機関・団体等及びその他の関係する者と連携・協

力して、犯罪被害者等がどの機関又は団体を起点としても、直面しているさまざまな問題の解決のために必要な支援を受けられるよう総合的な支援体制を整備する。

- 2 総合的支援体制の整備に当たっては、県は犯罪被害者等支援コーディネート機能を担うものとする。

(人材の育成等)

第21条 県は、犯罪被害者等が適切かつ十分な支援を受けることができるよう、県及び市町村の職員、関係機関・団体等に所属する者及びその他の関係する者に対し、犯罪被害者等の支援の必要性についての意識を高め犯罪被害者等の支援に必要なスキルを身につけるための研修及びその他必要な施策を行う。

- 2 県は、犯罪被害者等支援に携わる職員以外に対しても、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての意識を高め、職務において犯罪被害者等に配慮した対応がとれるよう、研修その他必要な施策を行う。

(関係民間団体に対する援助)

第22条 県は、犯罪被害者等の支援における関係民間団体の役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、活動場所の提供、活動に必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う。

- 2 県は、犯罪被害者等に対する支援における関係民間団体に所属する者の安全を確保し、支援活動によって心身に疾病又は傷病等を生じた場合の支援及び補償等を行う。

(県民等の犯罪被害者等への理解の増進)

第23条 県は、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況についての県民等及び事業者等の理解を深めるとともに、犯罪被害者等のプライバシー及び名誉を尊重し、二次被害及び再被害を防止し、犯罪被害者等が安心して暮らすための配慮の重要性等についての県民等及び事業者等の理解を深めるために必要な施策を行う。

(学校における教育)

第24条 県は、学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防止するための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、犯罪被害者等が児童又は生徒であるときは、当該犯罪被害者等の状況に応じて十分に配慮しなければならない。

(意見の反映及び透明性の確保)

第25条 市は、犯罪被害者等のための施策を策定し実施するにあたっては、犯罪被害者等の意見を聴取するなどして適正に反映すると同時に、施策策定の過程を公開し明らかにしなければならない。

第四章 雑 則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

※都道府県条例（案）の解説は、市町村条例と異なる条文や、参考例の自治体がある場合など、市町村条例（案）の解説にさらに追加して示すべきものを記した。したがって、下記の解説を読むにあたっては、当然ながら市町村条例（案）の解説も一読していただきたい。

〇〇県犯罪被害者等基本条例（案）

第一章 総 則

第1条（目的）

この条例は、犯罪被害者等基本法（2004年、法161）に基づき、犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を定め、県並びに県民等及び事業者等の責務を明らかにすることによって、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護と、被害の早期の回復又は軽減及び生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等が安心して暮らせるよう支える地域社会の形成を促進することを目的とする。

解 説

- ・犯罪被害者等基本法の第5条（地方公共団体の責務）において、「地方公共団体は、（中略）国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされており、市町村と都道府県の役割分担については触れられていない。しかし、近年、都道府県による条例制定の動きも進んでおり、市町村との役割分担を踏まえた施策が講じられていることから、都道府県条例の制定とそれに基づく施策を行っていくことは、今後の被害者等支援では欠かせないものである。
- ・近年の都道府県条例においては、「被害の早期の回復又は軽減及び生活の再建を図る」といった、被害者等支援の具体的な目標を掲げている都道府県もある。（例：北海道、埼玉県、東京都、三重県、長崎県）
- ・同様に、被害者等が安心して生活できる地域社会の実現に向けて、より具体的な「地域社会の形成」といった表現を行う自治体もある。（例：東京都、静岡県、三重県）

第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族（害を被った者が死亡した場合は、遺族をいう。以下、同じ。）をいう。
- 三 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、行政及び司法の担当者並びに県民等、事業者等及びマスメディア関係者等による偏見、無理解、差別等に基づく言動、誹謗中傷などによって被るプライバシーの侵害、名誉の毀損、精神的苦痛、心身の変調、経済的損失等の被害をいう。
- 四 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。
- 五 犯罪被害者等のための施策 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復又は軽減し、二次被害及び再被害を受けることを防止し、受けた二次被害及び再被害を回復又は軽減し、安心して暮らすことができるように支援するための施策をいう。
- 六 関係機関・団体等 犯罪被害者等のための施策に関係する機関及び団体（犯罪被害者等の団体を含む。）をいう。
- 七 関係民間団体 関係機関・団体等であって民間の団体をいう。
- 八 県民等 県内に住所を有する者、居住する者、勤務する者、在学する者及びそれらの者が県内において組織する団体をいう。
- 九 事業者等 県内において事業活動を行う者及びその団体をいう。

解説

- ・市町村条例と同様、近年制定された若しくは改正された都道府県条例では、二次被害について具体的な例を示して定義している都道府県が見られる。

例：北海道、青森県、埼玉県、東京都、神奈川県、三重県、大阪府、和歌山県、高知県、福岡県、長崎県、大分県

- ・「二次的被害」ではなく、正しく「二次被害」と記載している都道府県（例：北海道、青森、神奈川県、三重県、大阪府、高知県、長崎県）はまだ一部であり、今後の検討を要する。

- ・再被害に関する定義を定めている都道府県はまだ少ない。「安全の確保」などの支援に関する条文で「犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保する」などと再被害防止に触れている都道府県が多いが、市町村条例と同様、二次被害と再被害が混同して理解されないよう明確に提示するほうが望ましい。

参考：「再被害」を条例で定義している都道府県として、東京都、三重県のほか、都道府県ではないが、政令指定都市として横浜市が挙げられる。

第3条（基本理念）

すべて犯罪被害者等は、犯罪被害者等としての尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有する。

- 2 犯罪被害者等のための施策は、犯罪等によって被った害及びそれを原因とする二次被害の状況並びに犯罪被害者等が置かれている状況及びその他の事情に応じて適切に講じられなければならない。
- 3 犯罪被害者等のための施策は、迅速かつ公正に講じられ、犯罪被害者等にとって利用しやすいものでなければならない。
- 4 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるようになるために必要な支援を途切れることなく受けられ、また、安心して暮らすことができるようになった後においても、二次被害及び再被害を防止し軽減するために必要な支援を適切かつ継続的に受けられることができるように講じられなければならない。

解説

市町村条例の解説を参照。

第4条（県の責務及び連携協力）

県は、前条の基本理念に則り、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、計画的に実施する責務を有する。

- 2 県は、前項に定める施策の策定及び実施に当たっては、国、他の地方公共団体、関係機関・団体等及びその他の関係する者との適切な役割分担を踏まえて連携及び協力を努めなければならない。
- 3 県は、市町村が犯罪被害者支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

解説

- ・都道府県の責務として、市町村の行う施策への支援は欠かせないものであり、いくつかの都道府県条例にも明記されている。（例：埼玉県、東京都、三重県、高知県、福岡県）

そのため、市町村条例の責務を示した条文と同様の第1項・第2項に加え、第3項を新たに加えた。

第5条（県民等の責務）

県民等は、第3条に定める基本理念に則り、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉、プライバシー及び生活の平穏を害する等により二次被害を与えることのないように務めるとともに、犯罪被害者等を孤立させないようにしなければならない。

- 2 県民等は、県がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

解説

市町村条例の解説を参照。

第6条（事業者等の責務）

事業者等は、第3条に定める基本理念に則り、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 事業者等は、その事業活動を行うに際しては、犯罪被害者等のプライバシー及び名誉を侵害する等によって犯罪被害者等に二次被害を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。
- 3 事業者等は、犯罪被害者等の就労及び勤務に十分配慮するとともに、犯罪被害者等が安心して暮らすために必要な各種の手續並びに刑事司法及び民事司法への参加等について必要な支援を行うよう努めるものとする。

解説

市町村条例の解説を参照。

第7条（犯罪被害者等基本計画）

知事は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下、犯罪被害者等基本計画という。）を定めなければならない。

- 2 犯罪被害者等基本計画は、次の各号に掲げる事項について定める。
 - 一 犯罪被害者等の支援に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方針
 - 二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策
 - 三 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、犯罪被害者等基本計画を定め又は変更しようとするときは、法曹関係者、保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者、関係機関・団体等の代表者、犯罪被害者等の代表者及び犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者から構成される犯罪被害者等施策推進会議を設置し、犯罪被害者等及びその他の関係者の意見が十分に反映されるように務めなければならない。
- 4 知事は、犯罪被害者等基本計画を定め又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 県は、犯罪被害者等基本計画に基づき実施した犯罪被害者等のための施策の実施状況について定期的に公表しなければならない。

解説

- ・近年制定された都道府県条例では、基本計画で定める事項として、「目標及び施策の方針」に加えて「具体的施策」を盛り込んでいる都道府県（例：北海道、東京都、三重県）があり、ここでもそれを採択した。

第二章 基本的支援

第8条（総合支援窓口の設置）

県は、この条例に定める支援を総合的に実施するために窓口を設置し、専門職の職員を配置する。

解説

- ・市町村の総合支援窓口専門職の職員を配置することが望ましいことは言うまでもないが、人材の確保や予算上の問題といった難しさも予想される。その場合でも、都道府県の窓口への専門職の職員の配置は、第4条第3項に規定される市町村への支援を行う上で、有効な対策である。
- ・実際に、対人援助専門職の職員を窓口配置している自治体では、配置していない自治体の窓口より相談が多いとの調査結果（2016年都道府県・政令指定都市犯罪被害者等主管課室長会議資料より）も報告されている。

第9条（相談、情報の提供等）

県は、犯罪被害者等が安心して日常生活及び社会生活を営むことができるように必要な情報の提供を行い、二次被害及び再被害を含め犯罪被害者等が直面するさまざまな問題についての相談に応じ、助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介し、手続を補助し、付添いおよび訪問を行う等必要な支援を行うとともに、支援に関する総合的な調整を行う。

解説

- ・市町村条例の解説を参照。

第10条（二次被害及び再被害の防止）

県は、犯罪被害者等が二次被害を受けないよう、プライバシー及び名誉の保護に努め、犯罪被害者等の個人情報保護の基準を策定し実施する。

- 2 県は、犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再被害を受けないようにするため、犯罪被害者等の個人情報の保護に努めるとともに、警察等と協力して犯罪被害者等の安全の確保に努める。
- 3 県は、犯罪被害者等の再被害を防止し安全を確保するため、一時保護、施設入所による保護、保護施設の利用に関する情報の提供及び斡旋、被害予防に係る助言その他の必要な施策を行う。

解説

- ・第4版補訂で第3項の「防犯に係る助言その他必要な施策」としていた条文を、より被害者等支援に即した表現として「被害予防に係る助言その他必要な施策」と改めた。

第11条（日常生活支援）

県は、犯罪被害者等が早期に安心して暮らすことができるよう、他の地方公共団体及び関係機関・団体等と連携し、病院等への付添い、送迎、家事、育児、介護、日常生活の支援のための援助者の派遣等、必要な支援を行う。

解説

- ・市町村条例の解説を参照。

第12条（保健医療サービス及び福祉サービス）

県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から回復するために必要な保健医療サービス及び福祉サービスを受けられるよう、医療相談、医療従事者の紹介、受診料負担の軽減等必要な支援を行う。

解説

- ・市町村条例の解説を参照。

第13条（居住の安定）

県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難になった犯罪被害者等に対し、居住の安定を図り、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けないようにするため、公営住宅の活用、転宅支援その他必要な支援を行う。

解説

- ・市町村条例の解説を参照。

第14条（雇用の安定）

県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関・団体等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況についての事業主の理解を深め、犯罪被害者等の事情に配慮した職場環境の整備等が促進されるよう必要な支援を行う。

解説

- ・市町村条例の解説を参照。

第15条（経済的負担の軽減）

県は、犯罪被害者等の日常生活及び就学における犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、見舞金の給付、貸付の斡旋等必要な経済的支援を行う。

解説

- ・市町村条例の解説を参照。

第16条（損害賠償請求の支援）

県は、犯罪被害者等に対する加害者からの賠償の迅速かつ適正な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償請求の訴訟及び取り立てに関して必要な支援を行う。

解説

- ・市町村条例の解説を参照。

第17条（刑事手続参加の支援）

県は、犯罪被害者等がその被害に係る申告及び刑事手続への参加を容易にするため、他の地方公共団体、関係機関・団体等と連携し、犯罪被害者等が警察及び検察等に被害を申告し、公判に参加し、証言し又は傍聴するために必要とする情報の提供及び付添い等必要な支援を行う。

解説

- ・市町村条例の解説を参照。

第18条（緊急支援の実施）

県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案による犯罪被害者等に対し支援を行う必要があると認めるときは、市町村、民間支援団体その他関係機関と協力して、当該事案に対応するための支援の体制を整え、必要な緊急支援を実施するものとする。

解説

- ・近年、犯罪等により死傷者が多数に上る事案が複数、発生している。このような事案では、被害者の住所地が広範囲に渡り、広域的な支援を要することも想定される。
- ・こうした場合、地方自治体が単体で対応することには困難が予想される。県が平時より緊急事態時の支援体制を整え、事件発生時には、速やかに被害者等の状況及び支援ニーズの把握等を行い、県外の自治体も含め、多くの関係機関との調整等を行う必要がある。そのため、市町村条例と異なり、都道府県条例には新たにこの条文を加えた。
- ・同様の条文を持つ都道府県条例として、
 - 東京都：第17条（緊急支援の実施）
 - 神奈川県：第22条（緊急支援の実施）
 - 静岡県：第18条（緊急を要する犯罪被害者等支援の実施）が挙げられる。

第19条（県民等以外の犯罪被害者等への支援）

県は、第2条第1項第二号に定める犯罪被害者等以外の者が県内で起きた犯罪等により害を被った場合には、その者が住所を有する若しくは居住する地方公共団体と連携・協力して、第8条から第17条に定める基本的支援を行うように務める。

解説

- ・市町村条例の解説を参照。

第三章 支援体制の整備

第20条（総合的支援体制の整備）

県は、他の地方公共団体、関係機関・団体等及びその他の関係する者と連携・協力して、犯罪被害者等がどの機関又は団体を起点としても、直面しているさまざまな問題の解決のために必要な支援を受けられるよう総合的な支援体制を整備する。

- 2 県は、総合的支援体制の整備に当たっては、犯罪被害者等支援コーディネーター機能を担うものとする。

解説

- ・第18条及び第19条で示すとおり、県は広域的な支援を行うことが前提としてあり、本条第1項における「地方公共団体」には、当然、他の都道府県や県内外の区市町村などすべてが含まれる。
- ・県が担う犯罪被害者等支援コーディネーター機能は、市町村とは若干異なり、被害直後からの迅速な支援を可能とするための支援会議の開催や、より広域で多様な被害者等のニーズに対応するための庁内外の関係部署、関係機関との連絡調整、被害者等が居住する市町村自治体との緊密な連携などが期待される。
- ・なお、当該のコーディネーター機能は、被害者等支援に関わる他の機関（警察の被害者支援室、民間被害者支援センター、弁護士など）がその機能を担うことを否定するものではなく、被害後の支援の経過や被害者等の状況によって、柔軟に役割を分担するものと考えられる。
- ・滋賀県の条例には、同様の条文が記されている。
第10条（総合的支援体制の整備） 第1項（略）
2 県は、総合的支援体制の整備に当たっては、それぞれの犯罪等による被害の特性を踏まえ、犯罪被害者等が犯罪被害者等支援に係る行政機関および民間支援団体その他の関係者（以下この項および次条において「関係行政機関等」という。）のいずれを起点としても同様に適切かつきめ細かな支援を途切れることなく受け取ることができるよう、犯罪被害者等支援コーディネーター（個々の犯罪被害者等に対する支援に関する計画書の作成および関係行政機関等との連絡調整を行う者をいう。）の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- ・また、総合的支援体制の整備の一環として、富山県と滋賀県が「協議会」の設置を条文に盛り込んでいる。現在、おもに警察が事務局として運営している同名の組織とは別に、県の施策の決定や個別の支援から抽出される地域課題の検討などを行う会議体として、今後、その設置について検討を要するものと思われる。

参考：富山県 第22条（協議会の設置）

滋賀県 第11条（滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会）

第21条（人材の育成等）

県は、犯罪被害者等が適切かつ十分な支援を受けることができるよう、県及び市町村の職員、関係機関・団体等に所属する者及びその他の関係する者に対し、犯罪被害者等の支援の必要性についての意識を高め犯罪被害者等の支援に必要なスキルを身につけるための研修及びその他必要な施策を行う。

- 2 県は、犯罪被害者等支援に携わる職員以外に対しても、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての意識を高め、職務において犯罪被害者等に配慮した対応がとれるよう、研修その他必要な施策を行う。

解説

- ・第4条第3項に示すとおり、県には市町村の行う被害者等施策を支援する責務があり、人材育成においても同様である。したがって、本条第1項で示すとおり、県は県の職員だけでなく、市町村の職員、その他関係するものに対し、必要な施策を行うものとする。
- ・人材育成においては、とくに支援従事者が被害者等に二次被害を与えないことを、その第一義として行うものである。また、支援従事者が支援の過程で被る可能性のある代理トラウマや共感疲労などについても、研修やスーパービジョンなど必要な施策を講ずることが望ましい。

参考：三重県

第10条（支援従事者の育成）第2項

県は、支援従事者に対し、自らの配慮に欠けた言動により、犯罪被害者等に対し二次被害を与えることがないよう、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

第11条（支援従事者に対する支援）

県は、支援従事者が犯罪被害者等支援を行う過程において犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援従事者に対する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

第22条 (関係民間団体に対する援助)

県は、犯罪被害者等の支援における関係民間団体の役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、活動場所の提供、活動に必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う。

2 県は、犯罪被害者等に対する支援における関係民間団体に所属する者の安全を確保し、支援活動によって心身に疾病又は傷病等を生じた場合の支援及び補償等を行う。

解説

- ・市町村条例の解説を参照。

第23条 (県民等の犯罪被害者等への理解の増進)

県は、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況についての県民等及び事業者等の理解を深めるとともに、犯罪被害者等のプライバシー及び名誉を尊重し、二次被害及び再被害を防止し、犯罪被害者等が安心して暮らすための配慮の重要性等についての県民等及び事業者等の理解を深めるために必要な施策を行う。

解説

- ・三重県の条例では、施策を講ずるにあたり、犯罪被害者等基本計画で定める「犯罪被害者週間」と同じ11月25日から12月1日を「犯罪被害を考える週間」として、独自に定めている。このように、県が啓発をとくに積極的に行う期間を設けることも施策としては有効と思われ、「犯罪被害者週間」と啓発イベントが重なることを避けるのであれば、たとえば「犯罪被害者月間」を定めるなどの方法も検討すべきである。

第24条（学校における教育）

県は、学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防止するための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、犯罪被害者等が児童又は生徒であるときは、当該犯罪被害者等の状況に応じて十分に配慮しなければならない。

解説

- ・学校教育における施策の必要性について、条例を定めている自治体もある。
（例：静岡県、三重県、滋賀県、長崎県）

第25条（意見の反映及び透明性の確保）

県は、犯罪被害者等のための施策を策定し実施するにあたっては、犯罪被害者等の意見を聴取するなどして適正に反映すると同時に、施策策定の過程を公開し明らかにしなければならない。

解説

- ・市町村条例の解説を参照。

第四章 雑 則

第26条（委任）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

解 説

- ・市町村条例の解説を参照。

犯罪被害者等が利用できる制度・社会資源一覧

※一覧表内の各条名は、「被害者が創る条例研究会」作成の「市町村における犯罪被害者等基本条例案」における条名を示しています。
 ※制度・社会資源等は、自治体や警察、被害者支援センター等によって名称が異なる、または実施していない場合があります。また、すべての制度を網羅しているわけではありません。

	地方自治体の窓口で申請	警察・検察庁・裁判所・被害者支援センター等で申請*	その他の関係機関で申請
(第十条) 二次被害及び再被害の防止	<被害者等相談窓口> ・緊急一時避難場所の提供 ・公営住宅の一時入居 <福祉関係窓口> ・女性シェルター利用 ・公営住宅への優先入居 ・住民票等の閲覧、交付制限	・被害者等通知制度(検) ・緊急一時避難場所の提供(警)	
(第十一条) 日常生活支援	<被害者等相談窓口> ・緊急生活サポート事業 ・家事、育児、介護におけるヘルパー派遣の費用助成 ・配食サービス <福祉関係窓口> ・ひとり親家庭日常生活支援事業 ・障害者自立支援サービス ・介護保険サービス	・(日常)生活支援(被) ・被害現場のハウスクリーニングの公費負担(警)	・送迎サービス(社会福祉協議会) ・有償家事援助サービス(社会福祉協議会)
(第十二条) 保健医療及び福祉サービス	<被害者対応窓口> ・一時保育費用の助成 ・精神科医療費の助成 <国民健康保険窓口> ・第三者行為による傷病届 ・高額療養費 <福祉関係窓口> ・ひとり親家庭等医療費助成 ・障害者手帳交付 ・自立支援医療費支給 ・介護保険 ・小児医療費助成 ・24時間型緊急一時保育	・犯罪被害者等支援に係る公費支出(警)	・第三者行為による傷病届(被用者保険の場合:各健保へ) ・高額療養費(被用者保険の場合:各健保へ)
(第十三条) 居住の安定	<被害者等相談窓口> ・公営住宅への一時入居、優先入居 ・民間賃貸住宅の情報提供、家賃補助等 ・転居に要する費用の助成	民間賃貸住宅の仲介手数料が無料(警)	
(第十四条) 雇用の安定	<福祉関係窓口> ・母子家庭等就労支援事業		・障害者就労支援(就労支援センター) ・労働問題に関する相談、情報の提供(総合労働相談コーナー等)
(第十五条) 経済的負担の軽減	<被害者等相談窓口> ・犯罪被害者等見舞金 ・犯罪被害者等貸付金 <国民年金窓口> ・遺族基礎年金または死亡一時金 または寡婦年金 ・障害基礎年金 <福祉関係窓口> ・障害者手帳交付 ・交通費助成 ・生活保護 ・母子寡婦福祉資金貸付金 ・児童扶養手当 ・就学援助制度	・犯罪被害者等給付金(警または被) ・性被害者の初期受診への付添い及び費用負担(警) ・被害回復給付金(検)	・生活福祉資金の貸付(社会福祉協議会) ・遺族厚生(共済)年金(年金事務所) ・障害厚生(共済)年金(年金事務所) ・奨学金の貸与(交通遺児育英会等) ・奨学金の給与(犯罪被害救援基金、まごころ奨学金)
(第十六条) 損害賠償請求の支援	<被害者対応窓口> ・立替支援金 ・損害賠償請求の再提訴等における費用の補助	・法律相談(被:刑事事件における示談や刑事和解の場合)	・民事法律扶助(法テラス) ・法律相談(法テラス、弁護士会等:犯罪被害者法律援助事業を含む)
(第十七条) 刑事手続き参加についての支援	<被害者等相談窓口> ・弁護士相談 ・付添支援 ・旅費支給	・被害者連絡制度(警) ・被害者等通知制度(検) ・被害者参加人のための旅費等支給(裁) ・付添支援等(被)	・被害者参加人のための国選弁護制度(法テラス) ・法律相談(法テラス、弁護士会等:犯罪被害者法律援助事業を含む)

* (警)は警察、(検)は検察庁、(裁)は裁判所、(被)は被害者支援センターがそれぞれ窓口となります。